

人生100年時代を見据えて

～高齢化社会における格差の実態と処方箋～

水野英和

目次

はじめに

第1章. 格差の現状

1. 格差分析に用いる計測データについて
2. 日本の格差について
3. 日本の格差の国際的位置づけ

第2章. コロナ禍による変化

1. コロナ禍によって可視化された社会的格差
2. コロナ禍は根深く存在する不平等を露呈
3. コロナ下の格差拡大～所得階層間で異なる影響～

第3章. 格差とは何か～「格差という虚構」を読む～

1. はじめに～的外れの格差批判
2. 序章～格差の何が問題なのか
3. 同書の構成と各章の要旨
4. 各章の主要論点
5. 考察

第4章. 深刻化する高齢者格差

1. 高齢者の所得と消費
2. 高齢者間の格差
3. 高齢者の所得・資産格差はなぜ大きいのか
4. 高齢貧困者

第5章. 格差是正のための処方箋

1. 格差をいかに縮小するか
2. 格差社会への処方箋～「非福祉国家」からの脱却
3. 考察

むすび

はじめに

- 1) 格差は 1980 年代から広がり始め、バブル崩壊後の 90 年代に拡大してきた。平成不況への対応策として、企業は非正規社員を増やしたため、正規／非正規社員の処遇格差が社会問題化した。ニート、フリーターという言葉が頻繁に新聞紙上ににぎわせた。21 世紀に入って「下流社会」「希望格差社会」など格差論がしきりに論壇に現れ数多くの書物も出版された。今日においても「格差是正」は政治の主要テーマとなっている。
- 2) 格差問題は、経済学者、社会学者、社会心理学者によって以下の切り口で、さまざまな視点から論じられてきた。その多くは格差の現状と原因を分析し、格差を是正するためにどのような対策を行っていくかについて論述している。
 - ・所得(再分配前、再分配後) ・家計 ・賃金 ・資産 ・家族 ・世帯 ・世襲
 - ・教育 ・学歴 ・ジェンダー(男女) ・雇用(正規・非正規) ・世代間 ・地域間
 - ・先進国と新興国 ・貧困
- 3) 「格差は是正されるべき。格差は世襲され、子孫にまで貧困が及び機会の不平等が生じる社会はおかしい。」と考える人は多い。一方、「貧困に陥ったのは自分の努力不足のせいである」と考える人もいる。「2016 年首都圏調査」結果によれば、「貧困になったのは努力しなかったからだ」という設問に対し、「とてもそう思う(5.0%)」「ややそう思う(30.4%)」の合計は、35.4%もいる(橋本健二著「新・日本の階級社会」)。機会の平等が担保されておれば結果の不平等は容認されるべきという「自己責任論」は現在においてメジャーの位置を占めている。自己責任論は正論といえるのだろうか。また、我々を納得させてくれるのだろうか。こうしたことも併せて検討する必要がある。
- 4) 本論文においては、第1章で、各種統計資料を用いながら、日本の格差の現状を分析するとともに、国際社会における日本の格差の位置、格差が拡大している実態を浮き彫りにする。第2章では、2019 年末から始まった新型コロナのパンデミックが格差にどのような影響を与えたのかを明らかにする。第3章は、格差を虚構としてとらえる坂井敏晶氏の理論を踏まえながら、格差とは何かについて掘り下げて考察する。第4章においては、格差の深刻化が懸念される高齢者の格差の実態につ

いて掘り下げて検討する。第5章では、格差を是正するための処方箋を提示する。

第1章. 格差の現状

本章では、日本の格差について、分析に用いる統計データの根拠を示し、過去からの推移を分析するとともに、国際的な位置づけを検討する。

1. 格差分析に用いる計測データについて

1) 格差を測る場合、所得データを用いるのが一般的とされる。他の計測データとしては、金融資産、土地・家屋の保有額などの資産データや消費データがある。資産データはあまり豊富でないうえに信頼性にも疑問があり、消費データは、ある人がある期間にどれだけ消費したかを計測することは非常に難しく信頼性も低くならざるを得ない。また、消費金額の多寡がそのまま貧富の格差につながるかという点についても判断が難しい。一方、所得データは資産や消費よりもデータの信頼度が高い。所得が高い人は豊かな消費生活を送れるだろうし、少ない人は貧しいと判断できる。本論文においては、所得データを用いる。

2) 所得には、「再分配前所得」と「再分配後所得」の二つの概念区分がある。「再分配前所得」とは、所得から税金、社会保険料などが引かれる前の所得であり、逆に「再分配後所得」は「再分配前所得」から税金、社会保険料などを差引き、かつ社会保障給付額を加えたものである。「再分配前所得」の構成要素は以下の6項目である。
①賃金 ②事業所得 ③農家所得 ④家内労働所得(内職のようなもの) ⑤資産所得(貯金、証券、株などからの利子・配当、地代や家賃収入) ⑥雑収入(年金など①～⑤に入らない収入)

3) 所得の代表的なデータソースには以下の4つがあるが、本章においては主として「所得再分配調査」をもとに分析を進める。

(1) 所得再分配調査

厚生労働省が3年おきに公表。同省が毎年公表している「国民生活基礎調査」のうち、所得を詳しく調査したもの。

日本在住のあらゆる人々を対象にしている。その人が就労しているのか否か、職業は何か、家族構成など日本人全員の特色を代表する標本を用いている。さらに税と社会保障に関する情報が豊富なので、税や社会保障の所得再分配効果の分析も可能。4つの中で一番信頼性の高いデータである。

(2) 家計調査

総務省が毎年公表。2000年代のある時期までは、調査対象が家族人員2人以上で、単身世帯が調査されていなかったこと、また農業従事者も対象から外されていた。単身者や農業従事者はどちらかといえば低所得者が多いため、家計調査を用

いて所得分配の不平等度を計測すると、他のデータソースで計測した場合よりも低くなる傾向にある。つまり平等度を高く見せることになる。総務省は 2000 年代に入って単身者や農業従事者を対象に入れ始めたが、過去の所得分配状況を連続的に調べるできないというデメリットがある。

(3) 全国消費実態調査

総務省が5年に1度、出している統計。5年に一度しか公表されないため、連続的な推移を詳しく調査ができないこと、また調査対象も二人以上の家計に重点が置かれ単身者の占めるウエイトが小さくなっているため、あらゆる日本人の標本について分析することができないというデメリットがある。

(4) 賃金構造基本調査

厚生労働省が毎年公表。標本数が非常に多いというメリットがあるが、賃金しか計測されていない点がデメリットである。働いている人しか対象にしておらず、働いていない人、事業経営者、農家の人、引退した年金生活者は対象外であり、財産・資産所得も対象外となっている。

注. 本節の内容は橘木俊詔著「格差社会」から抜粋した。

2. 日本の格差について

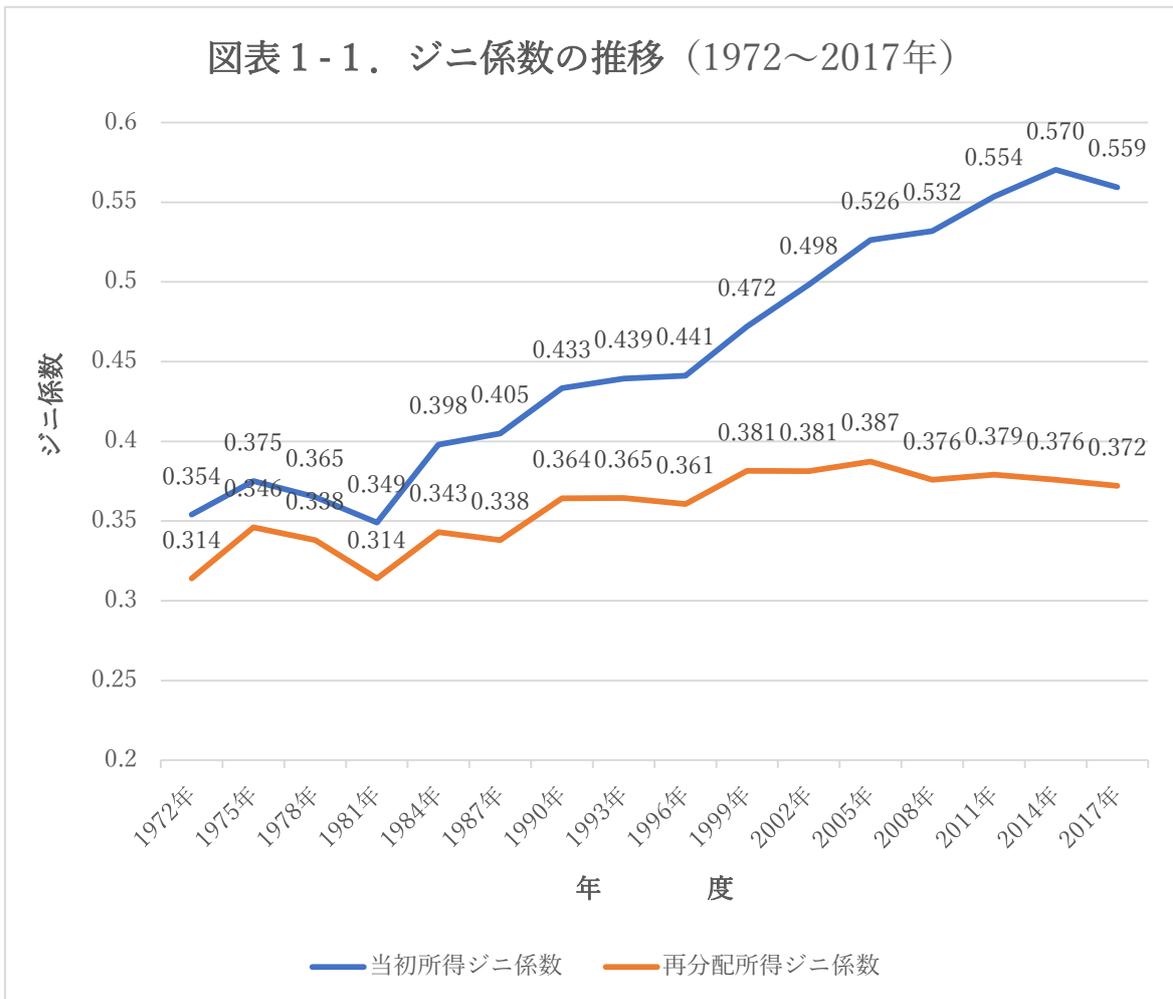
1) ジニ係数による格差の分析

(1) 図表1-1 は、1972 年から 2017 年までの「当初所得(再分配前所得)」と「所得再分配後」のジニ係数の推移を示したグラフである。

(2) 「当初所得」のジニ係数は、1972 年から 75 年にかけて上昇(格差が拡大)後減少し続け、81 年(0.349)に底を打ったあとは 2014 年までは緩急の差はあるが上昇傾向を続けている。特に、1981 年から 84 年、1996 年(0.441)から 2005 年(0.526)にかけては急激な上昇を見せている。つまり、ジニ係数で見ると、日本の格差は 1980 年代から広がりはじめ、2017 年までは拡大し続けている。

(3) 経済危機との関係で見れば、1973 年の第一次オイルショックにより原油価格が急上昇したがジニ係数は減少し、79 年の第二次オイルショック後は上昇に転じている。97 年のアジア通貨危機、2000 年のITバブル崩壊、08 年のリーマンショックの危機に際して、ジニ係数は上昇を続けている。73 年の第一次オイルショック後のジニ係数減少を例外とすれば、第二次オイルショック以降の経済危機とジニ係数上昇つまり格差拡大は連動しているように思われる。

図表 1-1. ジニ係数の推移 (1972～2017年)



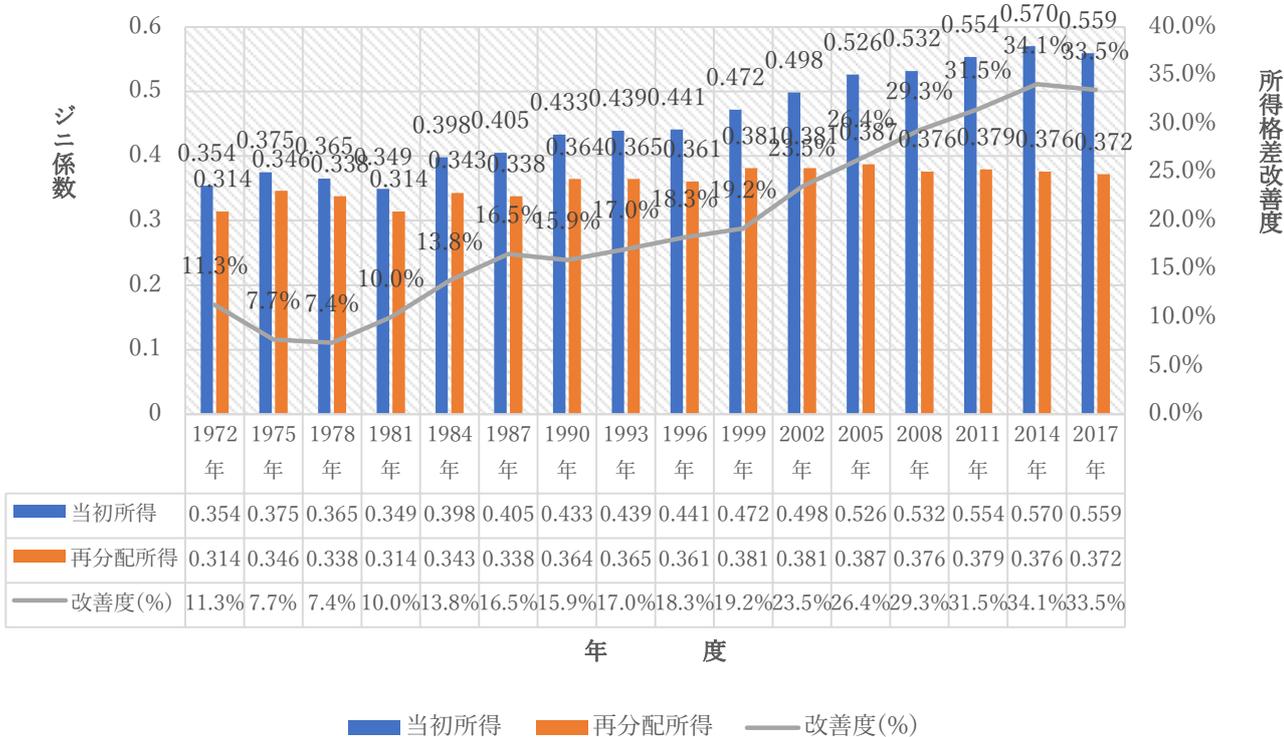
資料出所:1972年～1987年:厚生労働省「所得再分配調査」

1990年～2017年:厚生労働省政策統括官付政策立案・評価担当参事官室「所得再分配調査」

(4)「所得再分配後」のジニ係数の推移は、1980年代までは「当初所得」のジニ係数と同じような傾向を示しているが、1990年(0.364)以降は緩やかな上昇と横ばいを繰り返しながら、0.35と0.4の幅の中に納まっており、安定した推移をしている。つまり、累進課税や社会保障給付による格差是正政策の効果がある程度上がっていると考えられる。

(5)図表1-2は、図表2-1に「所得格差改善度」を加えた図表である。折れ線グラフで「所得格差改善度」を示しているが、1978年以降、改善度は上昇している。

図表1-2. ジニ係数(当初所得、再分配後)の推移と所得格差改善度



資料出所

1972年～1987年：厚生労働省「所得再分配調査」

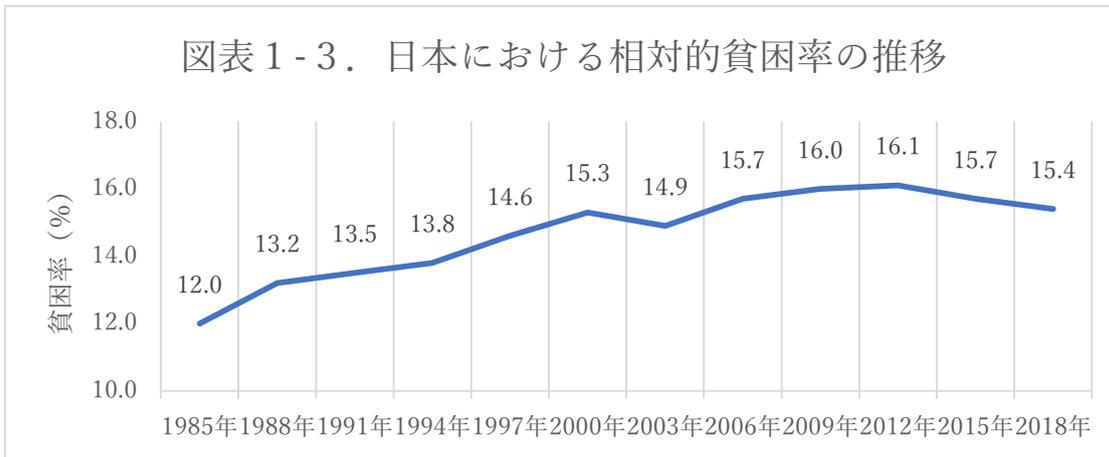
1990年～2017年：厚生労働省政策統括官付政策立案・評価担当参事官室「所得再分配調査」

所得格差改善度 = (当初所得 - 再分配後所得) / 当初所得 (%)

2) 日本の相対的貧困率

- (1) 図表1-3は、1985年から2018年までの日本の相対的貧困率の推移を示している。相対的貧困率とは、ある国の平均的所得(中位所得)の50%以下の所得の人を貧困者と定義し、その国の何パーセントが貧困者なのかを貧困率としている。
- (2) 日本の相対的貧困率は、1985年から2000年までは増加し、特に1994年から2000年にかけては急激に伸び、2003年にやや低下したあと、2012年まで増加し続けている。その後は2015年、18年と低下傾向にある。
- (3) 当初所得のジニ係数は、2014年(0.57)から2017年(0.559)にかけて減少しており(図表1-2)、また、相対的貧困率は2012年(16.1)から2018年(15.4)にかけて減少している(図表1-3)。両指標が減少を示す2014年から2018年の期間は格差縮小の傾向がみられた。

図表 1 - 3. 日本における相対的貧困率の推移



出所:厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況」

3) 以上をまとめると、以下の通りとなる。

1980年代以降、格差是正政策の効果がある程度認められるものの、日本の格差は拡大し続けている。

3. 日本の格差の国際的位置づけ

国際的にみた場合、日本の格差はどのように位置づけられるのか、OECDのジニ係数と貧困率を用いて、考察する。

1) OECD主要国のジニ係数による比較

- (1) 図表1-4は、OECD主要国のジニ係数の推移を示している。日本のジニ係数は2000年が0.337、04年が0.314、19年は0.33と、0.31~0.34の幅で推移している。2004年のOECD24カ国のジニ係数平均は0.309であり、日本は平均より高い数値を示している。
- (2) GDP世界1位の経済大国であるアメリカは、2000年の0.357が04年に0.337まで低下したがその後は上昇傾向にあり19年には0.4まで増加し、格差が拡大方向にある。
- (3) 一方、福祉国家で知られる北欧諸国は、デンマークが0.22~0.26の範囲に、フィンランドは0.25~0.27、ノルウェーは0.24~0.27、スウェーデンは0.24~0.28の範囲にそれぞれおさまっている。
- (4) 橘木俊詔は著書「格差社会」(2006年)の中で、2004年のデータをもとに、先進国の所得分配の現状を①平等性の高い国②中程度の国③不平等性の高い国3つに分類している。①平等性の高い国はデンマーク、スウェーデン、オランダ、オーストリア(ジニ係数0.252)、フィンランド、ノルウェーなど主として北欧諸国を挙げている。②中程度の国としては、フランスやドイツといった欧州の大国を挙げている。③不平等性の高い国としては、ポルトガル(ジニ係数0.356)、イタリア、アメリカ、ニュージー

ランド、英国といった国が並び、日本は③不平等性の高い国グループに属すると指摘している。

図表1-4. OECD 主要国のジニ係数の推移

国名	2000年	2003年	2004年	2006年	2009年	2012年	2019年
カナダ	0.315	0.316	0.301	0.317	0.320		0.30
デンマーク	0.227		0.225	0.239	0.238		0.26
フィンランド	0.255	0.263	0.261	0.268	0.260	0.261	0.27
ドイツ	0.264	0.282	0.277	0.290	0.288		0.29
ギリシア			—	0.340	0.331	0.340	0.31
イスラエル	0.347		—		0.373		0.35
イタリア	0.323		0.347		0.315	0.329	0.33
日本	0.337	0.321	0.314	0.329	0.336	0.330	0.33
ルクセンブルク			—	0.274	0.277	0.298	0.31
メキシコ	0.507		—	0.471		0.482	0.42
オランダ	0.292		0.251	0.280	0.283	0.278	0.30
ニュージーランド	0.339	0.335	0.337		0.324		0.35
ノルウェー	0.261		0.261		0.245		0.26
スウェーデン	0.243		0.243		0.269		0.28
英国	0.352	0.335	0.326	0.339	0.345		0.37
アメリカ	0.357	0.374	0.337	0.384	0.379	0.389	0.40
OECD 全体平均			0.309				

資料出所：2000年、03年、06年、09年、12年はOECD. Stat(2017年3月9日閲覧)より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成資料より引用。2004年は橋本俊詔著「格差社会」(2006年発行)より抜粋。2019年数字は、グローバルノート(株)のデータより抜粋(インターネット掲載)

注 1.「ジニ係数」とは、所得の均等度を表す指標であり、0から1までの間で、数値が高いほど格差が大きいことを示している。いずれも「所得再分配後」の数値であり、等価可処分所得(世帯所得を世帯の人数の平方根で割ったもの)のジニ係数である。

(5)図表1-5は、2000年、04年、19年のジニ係数を高い方(格差のある)から国別に並べたものであるが、上記の③不平等性の高い国グループはいずれも上位にきている。2000年、04年、19年に共通して上位にいる国はアメリカ、英国、ニュージーランド、イタリアでありメキシコ、イスラエルは04年の数字が未記載であるが、③不平等性の高い国に位置づけられ、日本も同様である。

図表1-5. OECD 主要国のジニ係数の順位(高い方から)

順位	国名	2000年	順位	国名	2004年	順位	国名	2019年
1	メキシコ	0.507	1	イタリア	0.347	1	メキシコ	0.42
2	アメリカ	0.357	2	ニュージーランド	0.337	2	アメリカ	0.40
3	英国	0.352	3	アメリカ	0.337	3	英国	0.37
4	イスラエル	0.347	4	英国	0.326	4	イスラエル	0.35
5	ニュージーランド	0.339	5	日本	0.314	5	ニュージーランド	0.35
6	日本	0.337	6	カナダ	0.301	6	イタリア	0.33
7	イタリア	0.323	7	ドイツ	0.277	7	日本	0.33
8	カナダ	0.315	8	フィンランド	0.261	8	ギリシア	0.31
9	オランダ	0.292	9	ノルウェー	0.261	9	ルクセンブルク	0.31
10	ドイツ	0.264	10	オランダ	0.251	10	カナダ	0.30
11	ノルウェー	0.261	11	スウェーデン	0.243	11	オランダ	0.30
12	フィンランド	0.255	12	デンマーク	0.225	12	ドイツ	0.29
13	スウェーデン	0.243		ギリシア	—	13	スウェーデン	0.28
14	デンマーク	0.227		イスラエル	—	14	フィンランド	0.27
15	ギリシア	—		ルクセンブルク	—	15	デンマーク	0.26
16	ルクセンブルク	—		メキシコ	—	16	ノルウェー	0.26

出所:同上

2) OECD諸国における相対的貧困率の比較

- (1) 図表1—6は、2004年と2019年のOECD諸国の貧困率を示したものである。2004年の第1位はメキシコで20.3%、2位はアメリカで17.1%、日本は15.3%で第5位となっている。
- (2) 2019年の順位をみると、アメリカは1位となり貧困率の最も高い国になっている。日本は5位から3位へと順位が上がり貧困率の高い国に位置づけられる。
- (3) 主要先進国G7(カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、アメリカ)において、2004年と2019年の貧困率の変化を見ると、減少したのはドイツ(10.0%→9.8%)のみで、他の6カ国はいずれも貧困率が上昇している。特に上昇幅が大きいののはイタリアで、2.2ポイント上昇、次いでフランス(1.4ポイント上昇)、カナダ(1.3ポイント上昇)と続く。
- (4) 一方、主要先進国G7の2004年と2019年の順位の変化を見ると、7カ国中5カ国(カナダ、イタリア、日本、英国、アメリカ)が順位を上げている。順位を下げているのはドイツ(14位→15位)のみでフランスは横ばいである。つまり、2004年から15年間に主要先進国G7は貧困率が上昇し、格差が拡大したのである。
- (5) 2004年日本のOECD全体の平均が10.7%であることを考えると、日本の15.3%は相当高い位置にいるといえる。データが2004年と古い、前記の2019年ジニ係数から推察して急激に貧困率が改善したとは考えにくいと思われる。

図表1-6. OECD諸国の貧困率(%)

国名	2004年		2019年		国名	2004年		2019年	
	順位	貧困率(%)	順位	貧困率(%)		順位	貧困率(%)	順位	貧困率(%)
メキシコ	1	20.3	2	15.9	オーストリア	15	9.3	14	10.0
アメリカ	2	17.1	1	18.0	ポーランド	16	8.2	16	9.8
トルコ	3	15.9	5	14.4	ハンガリー	17	8.1	17	9.2
アイルランド	4	15.4	23	7.4	ベルギー	18	7.8	22	8.1
日本	5	15.3	3	15.7	フランス	19	7.0	19	8.4
ポルトガル	6	13.7	12	10.6	スイス	20	6.7	13	10.5
ギリシア	7	13.5	10	11.5	フィンランド	21	6.4	24	6.5
イタリア	8	12.0	6	14.2	ノルウェー	22	6.3	20	8.4
オーストラリア	9	11.9	7	12.4	オランダ	23	6.0	21	8.2
スペイン	10	11.5	4	14.7	スウェーデン	24	5.3	17	9.3
英国	11	11.4	8	12.4	チェコ	25	4.4	26	5.6
ニュージーランド	12	10.4	11	10.9	デンマーク	26	4.3	25	6.4
カナダ	13	10.3	9	11.6	OECD全体	—	10.7	—	—
ドイツ	14	10.0	15	9.8					

出所: OECD

2004年数字は橋本俊詔著「格差社会」より抜粋。2019年数字はグローバルノート(株)のデータより抜粋(インターネット掲載)

3)まとめ

以上をまとめると、OECD諸国との比較で見れば、日本はジニ係数はOECD平均より高く、順位は上位に位置し、相対的貧困率も2019年は26カ国中3位であり、国際的に不平等度の高い国として位置づけられるといえよう。

第2章. コロナ禍による変化

本章では、社会学者の山田昌弘氏の著書並びに日経新聞に掲載された白波瀬佐和子氏(東京大学教授)と浦川邦夫氏(九州大学教授)の論説を紹介しながら「コロナ禍による変化」について検討する。

1. コロナ禍によって可視化された社会的格差

山田昌弘氏は著書「新型格差社会」(2021年、以下同書)の中で、これまで可視化されていなかった二つのことをコロナ禍が顕わにしたと指摘している。一つは、「格差」がはっきりと見えるようになったこと。もう一つは「過去の社会に戻ることはできない」という予感がすべての日本国民に広く行き渡ったことである。

出版から約1年経過した現在においてもうなずける内容である。

本節では、山田昌弘氏の同書を手がかりにコロナ禍による格差の変化に焦点を当て、家族格差、教育格差について考察する。

1) 家族格差～戦後型家族の限界

(1) 女性自殺者数の増加

日本の自殺者数は1998年に前年の2万4000人から一気に3万2000人に激増後、2011年まで毎年3万人を超える状況が続いた。これはアジア通貨危機からリーマン・ショック(2008年)に至る経済危機を原因としたリストラや会社倒産などによって中年男性が行き詰まった結果である。その後、景気回復や厚労省を中心とする自殺対策が功を奏したこともあり2010年から19年にかけて自殺者数は徐々に減少していった。しかし、2020年初めから始まった新型コロナウイルスのパンデミックにより、7月から再び自殺者数が増加に転じていったと山田氏は指摘している。

日経新聞(2022年1月22日付)によれば、「2021年の自殺者数は2万830人になり、新型コロナ流行などが影響して09年以来の増加となった20年の確定値と比べ、251人減った」(警察庁自殺統計に基づく厚生労働省の発表、速報値)。

男女別では男性が20年比240人減の1万3815人で、12年連続の減少。女性は同11人減と2年ぶりに減って7015人となったが、19年より924人多く、高止まりがみられ、コロナ禍による生活環境への影響が続いている可能性があるとしている。

山田氏は同書で「10代から30代の若年女性の自殺者数の増加」を取り上げ、コロナ禍が社会にもたらしたさまざまな「ゆがみ」が社会の構成員の中でも弱い存在である女性に悪影響を及ぼすことを指摘している。

また、2021年版「自殺対策白書」(厚生労働省)は、コロナ禍の状況を分析し、特に働く女性が追い詰められている実態を明らかにしている。

さらに、女性の自殺者数増加から推測し、コロナ禍がもたらす影響は社会の上層と下層では、下層で生きる人々にとってより大きいことを指摘している。何とかぎりぎりの家計で中流の生活を維持している家庭にとって、妻の働く飲食店が廃業となりパート収入が途絶えたり、夫の残業代やボーナスを期待できなくなれば、中流家庭から一気に転げ落ち、隠れ貧困層から本当の貧困層へと転落してしまう可能性がある。

(2) 加速する少子化

2021年の婚姻数は、51万4242組(厚生労働省速報値)で、前年比で約1.1万組減少した(前年比▲2.1%減)。コロナ感染が拡大した2020年は、コロナ前の2019年に比べ約7.3万組減少している。コロナの影響により結婚を先延ばしにした影響が顕著である。外出制限、飲食人数制限により、出会いの機会が減ったことが原因と思われる。

コロナ前の2019年～21年の数値は以下の通り。

2021年婚姻数:51万4242組、前年比▲1万1248組、前年比▲2.1%

2020年婚姻数:52万5490組、前年比▲7万3517組、前年比▲12.3%

2019年婚姻数:59万9007組

一方 2021 年出生数は、厚労省の発表(2022 年 3 月 1 日付)によると 84 万 2897 人となり、前年に比べ 2 万 9786 人に減り(前年比▲3.4%)、6 年連続で減少し過去最少を更新したとされる。ただ、筆者が出生数を調べると、2020 年の出生数は 84 万 835 人であり、2062 人増加することになり、同省の減少数と異なることになる。

いずれにせよ、コロナ前の 2019 年出生数は 86 万 5239 人であり、コロナ禍の 2020 年は、2 万 4404 人減少している。2021 年についても、19 年比で 2 万 2342 人減少しており、コロナ禍の影響が出生数にも表れているのは確かである。病院での感染を心配して妊娠を控えた行動の結果だと思われる。

コロナ後の2年間を見る限り、婚姻数、出生数の減少が加速化しているのは事実のようである。

(3) 夫婦間で広がる愛情格差

婚姻関係にある 20 歳から 49 歳のカップルの中でセックスレスが進んでおり、2020 年実施の調査では 51.9%が「一か月以上セックスをしていない」という結果が出ている。2004 年度調査では 31.9%で、20 ポイント増加している。

夫婦そろって旅行へ出かける仲のいいカップルが増える一方で「何年も口をきかない家庭内離婚夫婦」も増えており、夫婦間の愛情格差が広がっている。

愛情がゆがんだ形をとって暴力に及ぶケースも増えている。「警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数」は 2004 年に 14410 件だったものが増え続け、2018 年には、5.4 倍の 77482 件にまで増加している。シングルマザーで子どもを育てることが経済的に厳しいことから妻は離婚に踏み切れない。夫はその事情を逆手にとってドメスティックバイオレンスがますますエスカレートする悪循環が繰り返されている。

(4) コロナ禍で深化する家族格差

山田氏は、今回のコロナ禍で家族格差がさらに拡大していくことはほとんど間違いないと指摘している。その理由は、以下に述べる格差の原因が根深く、コロナ禍により容易に解消されないためではないかと筆者は推測する。

高齢夫婦の愛情格差が顕わになる最大の原因は、退職によって夫が家にいる時間が増えたことである。またコロナ禍のステイホーム要請によって若い世代の現役夫婦にも愛情格差が広がっている。

これまで夫婦が役割分担することによって潜在していたお互いのコミュニケーション問題が表出したためである。夫の在宅時間が増え、「夫の顔を見ているうちにイライラが我慢できなくなった」という女性の声はツイッターでも数多くみられる。普段は意識しないような価値観の違いでもコロナ禍によってそれが表に現れてきたのである。

(5) 行き詰まった戦後型家族

上記の現象を踏まえ、山田氏は、戦後型家族が行き詰まったと結論づけている。

戦後型家族とは「夫は主に仕事、妻は主に家事で、豊かな家族生活を目指す」という形態で、「若者同士が 30 歳くらいまでに結婚し、離婚せずに子どもを2~3人育て、

マイホームを持って、自分たちの老後を迎える」というライフコースを典型とする家族のあり方である。この戦後型家族をつくり、維持することが難しくなったということである。

なぜ難しくなったのか。山田氏は「戦後型家族をつくり維持することが、必ずしも幸せを保証しないことが分かってきた」ことを理由として挙げている。若者の収入が相対的に低下し、非正規雇用が増え、主に夫の収入で中流生活を作り出すことが無理な若者が増えたことが一因である。今の若者の四分の一は生涯未婚、そして結婚した人の三分の一は、一度は離婚するするという状況が生じている。コロナ禍はこの傾向を加速させ、「主に夫の収入で中流生活を維持する」という戦後型家族が限界点に来ているのであると指摘している。

2) 教育格差～親の格差の再生産

(1) 世帯減収による学習格差

親が子どもの教育にお金をかけられなくなっている。1994年から2018年の24年間で公立高校では2万7484円、私立高校では5万1559円減少している。高校生の子供を持つ家庭の世帯当たりの年間平均教育支出額は以下の通り。

1994年 公立高校:20万4387円、私立高校:30万2419円

2018年 公立高校:17万6893円、私立高校:25万860円

差 ▲ 2万7484円、 ▲ 5万1559円

(2) コロナ禍が広げる教育力格差

① コロナ禍の教育現場で生じた格差実態

・密を避けるため大学ではリモート授業が普及したが、パソコンを保有していなかったりWi-Fiなどリモート環境の整備状況により学習力に格差が生じた。

・小中学校では休校中の時間の過ごし方として、ゲーム遊びに興じる子がいる一方、オンラインで学習する子どもがいたりして、差異が出ていた。

② 求められる能力・スキルの変化

・工業型社会から情報・サービス社会へと変化するにつれ、働く人に求められる能力・スキルが異なってくる。製造業中心の職場では決められたことをコツコツと行う人材が求められたが、情報・サービスが中心の第三次産業企業では、ITスキル、コミュニケーション能力(コミュ力)、語学力が求められている。

・ところが、従来の学校教育は工業型社会に対応した教育が中心であるためこれらの能力を身に着けることが難しく、学校教育以外の場で習得する必要がある。

・実際に大学生の就活の場ではデジタル格差、コミュ力格差、英語力格差が広がっており、学生時代の前までにそれらの能力を身に着けた人とそうでない人で大きな差が生まれている。

・これまでの偏差値教育では貧困家庭に生まれたとしても学校で努力し優秀な成績をとれば将来が約束されていたが、グローバル社会で要求されるIT能力や実践的な英語能力また幅広い知識・教養は学校に通っているだけでは身に着けることが難しい能

力である。つまり、幼いころから英語やITツール、社交的な交流の場に触れながら身についてくるものであり、生まれた家庭によってある程度決まってしまう能力である。

③中高一貫校から有名大学／社会の上層部へ

・東京大学をはじめ有名国立大学、早稲田・慶應など名門私立大学の多くは中高一貫校の出身者であることから、難関の名門中学の受験を目指す小学生が近年増えているという。つまり学歴を決めるのは大学受験ではなく、中学受験というわけである。彼らの多くは当然経済的に余裕のある富裕層の親をもち、大学卒業後は一流企業、官公庁の重要ポストに就き自らも社会の上層部へと進んでいく。

④山田氏は、新型コロナウイルスは親の格差が子どもの教育格差につながる実態をも浮き彫りにし、親の所得が子ども世代に影響し、格差が再生産されている状況であると指摘している。

2. コロナ禍は根深く存在する不平等を露呈

白波瀬佐和子氏(東京大学教授)は日経紙上(2021年11月12日付)で、「コロナ禍は、長きにわたり根深く存在する不平等の問題を格差拡大という形で、グローバルな課題を突き付けた」と指摘し、不平等構造の是正を提言している。

(1)グローバル化した現代社会においては、コロナ感染リスクにさらされる点では貧富の差に関わらず共通しているが、予期せぬリスクが襲いかかった時、その困難にどう立ち向かい克服するかは、いざというときに使える資源を持っているかによる。特に、幼い子供たち、病や障害を抱える者、貧困層にある者や高齢者に影響が集中する。グローバル化は経済を成長させてきたが、一方では国や地域間の格差、同じ国の中での格差を拡大し、既存の不平等構造を露呈させた。

(2)白波瀬氏はその一つとして「ジェンダー格差」を挙げ、コロナ禍での女性の就業実態を示しながら、戦後確立した性別役割分業構造が根強く存在すること、そしてコロナ禍が家庭や労働市場でのジェンダー格差に拍車をかけたと指摘している。

(3)総務省「労働力調査」の20年平均結果によれば、女性就業者の12.8%が飲食業・生活関連サービス業に就き、21.9%が医療・福祉分野に従事している(男性はそれぞれ6.6%、5.7%)。特に医療・福祉分野の就業者の4分の3は女性。コロナ禍で多くの仕事を失ったのは女性であり、多くの飲食・医療・福祉の現場を支えているのは女性である。「女性不況」といわれるゆえんである。

(4)戦後20年の経済成長を支えてきた背景には、夫の長時間就労を可能にする既婚女性の無業化がある。「男性は仕事、女性は家庭」で代表される性的分業体制が確立され90年代以降のバブル崩壊、経済停滞時期もその体制や規範は崩壊することなく維持された。

女性が高学歴を獲得しようが、働くのは結婚して子どもが生まれるまでで、子どもが大きくなれば家計補助のためパートタイマーとして働くのが関の山で、女性たちが自ら

のキャリアを積んでいくことなどは想定されずに家族モデルが形成され、社会の諸制度が設計されてきた。男性以上に潜在能力を持つが、実際に提供される就業機会が限定的であるために女性の潜在能力は十分に発揮されることはなかった。

(5) 格差拡大を是正するにはその根本にある不平等構造を能動的に修正していくことが求められる。長きにわたり存続してきた不平等構造には既得権が付いて回り、根本構造にメスを入れるにはゲームチェンジを促す新たなルール作りに取り組みねばならない。若者や女性だけでなく全世代を巻き込んで多様な背景を持つ構成員の参画が必要である。

(6) 新たな社会モデルとは包摂的な成長をベースとし、一時的な高所得者から低所得者への再配分にとどまらない。教育機会や職業選択の自由を長きにわたり妨げてきた障壁を積極的に是正する対策を展開する。

具体的には経済的困窮度の高い世帯への現金給付、課税対象世帯のニーズに合わせた優遇措置、教育・福祉・医療サービスの柔軟な利活用を促す応能負担の導入などが考えられる。

3, コロナ下の格差拡大～所得階層間で異なる影響～

浦川邦夫九州大学教授は、日経新聞紙上(2021年11月16日)で、コロナ感染症が表面化する前後で、家計ベースでの収入・支出・資産の経済変数がどのように変化したのか、総務省「家計調査」結果を基に分析している。19年と20年の調査集計データを基に、収入階級別にみた家計の収入・支出・資産の変化とそれらの指標の家計間格差の状況について検討している。結論を先取りすれば、収入・資産は増加し、支出は減少した。収入では格差拡大傾向がみられた。要約は以下の通りである。

(1) 平均年収は19年の514万円から20年の516万円と0.4%増えている。ただし、年間収入第Ⅰ分位(▲1.8%)、Ⅱ分位(▲1.3%)の下位40%の階級は減少しており、第Ⅴ分位の高所得者層が1.2%増えたことが平均年収を増加させた影響である。つまり、コロナ期(20年)に年収を減少させたのは、主に低中所得層である。ジニ係数は、0.346から0.351へと若干上昇(格差拡大)している。

(2) 図表には記載されていないが、年収階級別にみた勤労者世帯の各収入(注3参照)の19年から20年にかけての変化や集中度係数の変化を浦川氏が調べた結果として、①実収入 ②経常収入 ③勤め先収入については、いずれも中高所得層の収入の増加率が高く、集中度係数はそれぞれ2.1%、3.0%、2.4%上昇した(中高所得層へ集中)。

(3) 特別定額給付金(一律10万円)は実収入の格差上昇を抑制することに貢献したが、実収入から税や社会保険料を差し引いた可処分所得の集中度係数は、19年から20年にかけて2.0%上昇した(中高所得層へ集中)。つまり勤労者世帯に関しては、コロナ禍の下では所得再分配はさほど発揮されなかった。

(4) 図表中段の勤労者世帯の平均消費支出は、28.1万円から26.2万円へと大きく減少(▲6.5%)し、どの収入階級も減少している。特に、高所得層(第Ⅳ～Ⅴ分位)では7%を超えるマイナスとなり大きく消費が減少している。結果として、集中度係数は0.186から0.179へと3.8%低下(格差縮小)した。ただし、費目別にみると低中所得層(第Ⅰ～Ⅱ分位)の保健医療の支出が8.6%減少し、集中度係数が9.1%上昇するなど、格差が拡大している費目があることを浦川氏は指摘している。

(5) 金融資産の純増額をみると、感染拡大の影響が大きかった20年は19年に比べ拡大している。特に、中高所得層(第Ⅲ～Ⅳ分位)の増加率がより高く、集中度係数は4.0%上昇している。つまり、コロナ禍の前後で勤労者世帯の金融資産の格差は拡大する傾向がみられた。

図表 2-1 年間収入 5 分位階級別にみた年間収入、消費支出、金融資産純増額と格差指標

年間収入（総世帯）							
	平均	I	II	III	IV	V	ジニ係数
2019年	514万円	167	298	423	613	1072	0.346
2020年	516万円	164	294	423	613	1085	0.351
変化率	0.4%	▲1.8	▲1.3	0.0	0.0	1.2	1.2
1世帯当たり1か月間の消費支出（勤労者世帯）							
	平均	I	II	III	IV	V	集中度係数
2019年	28.1万円	16.5	21.9	27.0	32.3	42.5	0.186
2020年	26.2万円	15.6	20.8	25.3	29.9	39.5	0.179
変化率	▲6.5%	▲5.4	▲4.9	▲6.3	▲7.5	▲7.1	▲3.8
1世帯当たり1か月間の金融資産純増額（勤労者世帯）							
	平均	I	II	III	IV	V	集中度係数
2019年	14.0万円	6.1	9.9	11.5	15.5	26.9	0.283
2020年	15.9万円	6.4	10.4	13.6	19.5	29.5	0.294
変化率	13.7%	4.3	5.3	18.6	26.2	9.6	4.0

注1. 資料は日経新聞より転載。変化率と格差指標は総務省「家計調査」の10分位階級別データを基に浦川氏が計算。第Ⅰ～Ⅱ分位：低中所得層、第Ⅲ～Ⅳ分位：中高所得層、第Ⅴ分位：高所得層

注2. 集中度係数は、マイナス1～1の値で示され、値が大きいほど対象の変数が高所得層に集中していることを意味する。

注3. 各収入：①実収入（経常収入＋特別収入）②経常収入（勤め先収入＋事業・内職収入＋農林漁業収入＋財産収入＋通常の社会保障給付＋仕送り金など）③勤め先収入 ④特別収入など

4. 考察

(1) 山田氏は、コロナ禍により、医療介護現場・サービス業で働く女性に負担がかかりその結果として女性の自殺者数が増えたこと、また婚姻数の減少、少子化の加速、愛情格差の拡大によって戦後型家族が行き詰まったと指摘する。なぜなら、戦後型家族は幸福を保証するものではなくなったからである。その背景には、教育にお金がかかりすぎ、名門大学を卒業し重要な社会的ポストに就くことができるのは富裕層に限られてしまうという現実が可視化されたことにある。

また、戦後型家族の崩壊は不可逆的で、過去の社会に戻れないという。階層が固定化し階級化する予兆かもしれない。

(2) 白波瀬氏は、コロナ禍は格差を拡大し既存の不平等構造を露呈したと指摘する。

今回のコロナ禍で職を失った者の多くは飲食業・生活関連サービス業、特に医療・福祉分野で働く女性だった。その背景には、戦後確立し、高度成長を支えた性別役割分業構造が根深く存在するために、女性の仕事内容や雇用形態が制約されることがある。この不平等構造にメスを入れ新しいルール作りをする必要があると主張する。貴重な提言であり、進めていくべきだと考える。なぜなら、これからの日本社会を活性化するためには女性の活躍推進は必要不可欠であるからである。

(3) 両氏の主張は、戦後の家族のあり方を問題視しているという点で共通している。

山田氏は日常生活で繰り広げられる家族関係や社会情勢に焦点をあて、戦後型家族の限界を指摘する。

白波瀬氏は家族内での役割分担に注目し、不平等構造の変革を主張する。

いずれも根深い問題である。個々の家族内での話し合いで解決する側面もあるが、社会的な大きなうねりの中で方向が決まり、解決する問題だと思われる。

(4) 浦川氏は、コロナ前後の年間収入・消費支出・金融資産の動向を分析し格差拡大を明らかにした。

年間収入・金融資産は増加し、消費支出は減少した。特に高所得層での支出減少幅が大きい。

年間収入ではジニ係数が上昇し、格差が拡大した。低中所得層では減少、高所得層で増加した。コロナ禍は所得階層間で異なる影響を及ぼした。

飲食・サービス業など第三次産業は、コロナ禍によって大きな影響を受けたことから、そこで働く非正規雇用者、つまり低所得層の所得は減少し、所得格差も拡大すると、筆者は仮説を立てていたが、ほぼ仮説通りの結果となった。

第3章. 格差とは何か

第1章でみたように所得格差は存在し、拡大する傾向にある。所得格差に限らず、

教育格差、家族格差、仕事格差、ジェンダー格差、地域格差、消費格差など、さまざまな格差が存在する。各領域における格差や不平等、差別については政治的な観点や経済学・社会学・社会心理学的な視点から種々の統計データ、フィールドワークなど、いろいろな手法が用いられ、格差実態の分析がなされている。

それらに共通するのは、格差を社会現象としてとらえ、格差の存在を前提としている点である。そこでは、格差は程度の問題とされ、どの程度まで格差を縮めるべきか、そのための改善策は何かという問題になり、政策論争が中心となってくる。

格差は是正されなければならないし、重要な課題であることは明白である。しかし、筆者は、格差を社会現象としてとらえ、程度の問題として捉えるだけでは、不十分ではないかとの問題意識をもっている。そこで、原点に戻って「格差とは何か」について考えることにした。

小坂井敏晶氏(以下著者)は著書「格差という虚構」(以下同書)の中で、格差を虚構、つまり、「事実でないものを事実であるかの如く作り上げたもの」であり、「社会的装置である」と指摘している。

本章では、同書を紹介しながら著者の考え方を取り上げ、「格差とは何か」について考察する。

1. はじめに～的外れの格差批判

著者は同書の「はじめに」の中で、いろいろな格差批判に言及しながら、的外れの批判だと指摘し、問題提起している。

1) 格差批判への問題提起

(1) 格差のない理想の姿を描けているのか？

議論の多くは、格差は悪いものとしてとらえているが、我々は何を求めているのか、格差のない理想社会とは何を意味するのかを明らかにしないで格差を議論するには無理がある。すべての人が平等で格差のない社会を目指しているのだろうか。完全な平等社会を実現することは不可能だとしても、そもそも到達すべき理想の姿を我々は知っているのかと疑問を投げかけている。

(2) 格差が悪いのではなく、社会の流動性不足が問題なのか？

貴族制の西洋や士農工商の日本のように、生まれた時から階級が固定され、貧困層に誕生した子の出世が妨げられる一方で、富裕層の子だけが成功する階層構造が不公平なのか。

(3) メリトクラシーは正しいのか？

著者はマイケル・サンデル(米国の政治哲学者)の言葉を引用し、メリトクラシー(注1)は格差の正当化だと批判する。

「メリトクラシーの理想は社会移動に関するものであり、平等ではない。・・・富者と貧者

の深い溝が悪いとは一切言わない。金持ちの子も貧乏人の子も時間の経過とともに、能力に応じて地位が変わる、つまり彼らの努力と才能の結果で上昇も下降も可能でなければならない、偏見や特権により底辺に縛り付けられたり、頂上に安住してはならないと主張するだけだ・・・メリトクラシーの究極の目的は不平等の改善ではない。格差の正当化だ。」

注1. 均等な機会を全員に与え、自由競争させ、その結果生まれる格差は公平だという立場。能力と功績に応じた収入と地位を保障する原理をメリトクラシーと呼ぶ。Merit (業績) + Cracy (ギリシャ語で支配・統治)の合成語。つまり、個人のもっている能力によってその地位が決まり、能力の高い者が統治する社会を指す。

2) 同書の狙い

(1) 本当の問題は格差の程度でも社会の流動性不足でもない。能力という架空の概念に裏付けされた自己責任論を持ち出すおかげで、過去の身分制社会では表面化しなかった問題が、近代ではうまくカモフラージュされていることである。同書の主眼はこのカラクリの暴露にある。

(2) 格差という社会現象は確固たる現実だ。同書が示すのは、格差が何らの根拠にも支えられていない事実だ。能力という架空の概念を持ち出して格差を正当化する論理の分析である。

(3) 虚構は事実の否定ではない。個人心理から複雑な社会現象にいたるまで虚構が重要な役割を担う。集団同一性の虚構が民族という社会現象を生むように、虚構のおかげで現実が生成される。

(4) 同書は格差をめぐる虚構論である。虚構としての根拠が成立すると同時にその虚構性が隠されるメカニズムの検討だ。集団同一性の虚構が民族という社会現象を生む。自由意志と呼ばれる虚構が責任という社会装置を機能させる。そして能力という虚構が格差のヒエラルキーを正当化する。同書はその仕組みの分析である。

2. 序章～格差の何が問題なのか

序章の内容を紹介しながら、主な主張を取り上げる。

1) 同書の骨格

著者は序章で、同書の全体像と各章のつながりを素描して、格差を扱う類書との違いを明示している。能力と格差の正体を暴く論旨の骨格は以下の二つの論点に集約されるとしている。

(1) 能力の差は遺伝によるのか環境によるのかの論争は的外れであり、その本質は階級闘争である。遺伝と環境は複雑に絡み合い、分離できない。仮に遺伝と環境のどちらが原因かを突き止められたとしても能力の正体は明らかにならない。能力が原因で格差が現れるのではないからだ。逆に、社会における地位や貧富の差を正当化するために能力という架空の概念が援用される。

(2) 格差は平等と対比して考察される。だが、この発想が躓きの元であり、近代が仕掛ける罨にかかっている。平等概念の空疎に気づかねばならない。平等は階級構造の欺瞞から目を逸らせるための罨(おとり)であり、前近代身分制の嘘に対応している。身分制が秘匿していた人間社会の構成原理を近代も依然と踏襲し、我々の視野の外に隠し続ける。そのために平等という疑似問題が捏造され、人間が踊らされる。

2) 能力は虚構である

(1) 続いて、著者は正統な格差と不当な格差をどう区別するのか、と疑問を投げかける。一般的には能力という尺度が用いられ、能力の差により格差が生じるのは正当であると広く受け入れられている。しかし、能力自体の測定は可能だろうかと自問し、「実際に生ずる差を能力という不可視の定規で説明する。これは循環論であり、能力に応じた格差は正当という文は同義反復だ。能力は実質に支えられた概念でなく、格差を正当化するために持ち出される社会装置である」と結論付ける。

つまり、能力は社会が作り出した虚構であり、格差を正当化するために機能する装置であると著者は主張する。

(2) さらに、能力を規定するのは遺伝か環境かの論争について議論を進めている。

この論争には、二つの対立軸が絡んでおり、第一の軸は不変／可変の対立であり、第二の軸は内因／外因の対立軸である。

人間の能力や性格を遺伝が決定するならば教育に期待しても無駄だが、学校教育により能力を伸ばし、劣悪な人格を矯正する余地があれば社会政策に期待がかかる。

第一軸の対立は、変化の可能性をめぐる問いである。この問いに対しては、後述のとおり遺伝も外因であり、環境とともに能力や性格の変化に影響を与えることが明らかであり、可変と結論付けられる。

第二軸の対立は、遺伝は内因であり当人の責任だが、環境は外因であり当人に責任はないというものである。だが、両親から伝わる遺伝子は当人には選択できないという意味では、遺伝は内因ではなく外因である。

(3) 著者は、遺伝・環境論争において、偶然という要因が重要な役割を果たすと指摘する。

男に生まれるか女に生まれるか、裕福な家庭で育つか貧困な親の下で苦しむか、ともに偶然である。ナチス時代にユダヤ人として生まれるか、キリスト教徒の親を持つか、敗戦直後の困窮を生きるか豊かな時代を享受するか、人生の伴侶とのめぐり会い、就職先企業のその後の盛衰による運・不運など、いずれも偶然のなせる業である。

つまり、人間の思考や行動の原因は多岐にわたるのであり、遺伝要素と家庭環境という外因によって性格や能力が決まるわけではなく、刻々と変わる社会状況に我々は敏感に反応し、偶然が作用しているのである。

3) 近代が仕掛ける罨(おとり)

(1) 政治哲学や法哲学は応報正義と分配正義を区別する。前者は処罰の論理を扱い、

後者は格差を考察する。同書は分配正義を分析する。処罰も分配も問題の根は同じである。

意志は処罰を正当化するための虚構であり、能力は格差を正当化するための架空概念である。自由に選ばれた行為だから責任を負うのではない。責任を問う必要があるから、人間は自由だと社会が宣言する。能力が違うから格差が生まれるのではない。格差を正当化するために、人間の能力には差があると社会が宣告するのである。

意志と能力は責任や格差の原因でなく逆に責任を定立し、格差を受け入れさせるための政治装置だ。

(2) 分配が正しい以上、貧困は差別のせいでもなければ、社会制度に不備があるからでもない。格差は正当であり、恨むなら自分の無能を恨むしかない。

格差が不当だと信ずるからこそ、人間は劣等感にさいなまれずに済む。しかし、公平な社会ではこの自己防衛が不可能になる。理想郷どころか人間心理を無視する砂上の楼閣だ。

(3) 平等の問いには解が存在しない。

平等は論理的な袋小路だ。それなのに何故いつまでも論争が続くのか。

格差を理解するためには近代の本質に切り込まねばならない。

自由と平等は近代の宗教である。その化けの皮を剥ぐのが同書の目的の一つだ。

4) 格差がなくなる理由

(1) 格差をテーマにする書籍や論文は格差の現状と原因を分析し、格差を減らすために何をすべきかと問う。同書のアプローチは違う。格差は絶対なくならないし、緩和されれば社会が良くなるという楽観論にも与しない。

悪い結果は悪い原因によって引き起こされると我々は考えやすいがこの発想が誤りの元である。社会がうまく機能しないから格差が生じ、差別や犯罪が起こるのではない。教育活動により啓蒙し、処罰しても差別はなくなる。見かけ上は減っても、より間接的かつ隠微な形で差別が進行するだけだ。

差別のない社会は今までになかったし、将来もあり得ない。犠牲になる集団は変わるし、差別の形式も変化する。偏見の内容も変わる。だが、差別自体はなくなる。

それは社会が機能する上で何らかの有益な役割を差別が果たしているからだ。

犯罪のない社会もあり合えない。悪とは何かを根本的にさかのぼって考えないと人間社会の成り立ちは理解できない。

(2) 格差を程度の問題として理解し、どのような格差なら正しいのか、健全なのかと問うがこの方向に解決はない。格差を把握するためには他の視点から見直す必要がある。格差は程度や内容の問題ではない。ヒエラルキー(階層性)という入れ物あるいは形式をめぐる現象である。ヒエラルキーのない社会はあり得ないし、どのようなヒエラルキーであっても不満は消えない。

格差は多数派と少数派の対立のプロセスの表現であり、同一化と差異化というたが

いに矛盾する二つの相が絡み合って生成する運動だ。・・・格差は集団生活に必然的に生じる構造であり、いわば人間世界の原罪である。

(3) 平等な社会の建設は原理的に不可能だ。人間は他者との比較を通してアイデンティティを育む。したがって、人間は格差のない社会に生きられない。経済格差を少しでも減らせば、問題解決に近づくのではない。逆に、差が小さくなればなるほど、その小さな違いが人々をますます苦しめる。差別を公然と制度化する伝統社会に比べて、より平等な近代社会が人間を幸福にするとは限らない。

(4) 社会の機能不全が原因で悪が生ずるのではない。正常な社会構造・機能によって悪は必ず生み出される。だから、時代が変わっても、人間がどんなに努力しても悪は絶対なくならないし、減りもしない。

3. 同書の構成と各章の要旨

1) 全体の構成

序・破・急(注1)の三つの部分からなる。

第1章から第3章で遺伝・環境論争を素材に能力差の原因を考察しており「序」にあたる。第4章から第6章は能力の正体を見極めるための長い補助線であり、平等概念の落とし穴を指摘している。第7章では処罰と格差がどちらも同じ虚構構造に支えられ、近代の必然的帰結である事実を示している。ここまでが「破」にあたる。そして終章では、偶然の意義を明らかにし、袋小路の打開を図る。これが「急」であり、同書のメッセージである。

注1. 本来は雅楽の演奏についての言葉である。物語などにおける四段構成(起承転結)に対する三段構成を指す概念として用いられる。(ウィキペディアより)

2) 各章の要旨

(1) 第1章. 学校制度の隠された機能

家庭環境の影響により成績の差が出る。小学校入学前に現れる学力差を是正するどころか、学校は逆に拡大する社会装置だ。ところが、そのメカニズムが隠されるため学力の差が生徒のせいにされる。学校制度はメリトクラシーの理念を普及し、格差を正当化する。平等社会を実現するための仕組みが、かえって階層構造を永続させる。

(2) 第2章. 遺伝・環境論争の正体

遺伝・環境論争の内実を暴き、感情の応酬を生む背景を分析している。この対立は最初からイデオロギーに染まっており、歴史を俯瞰して、このテーマが階級闘争に果たした役割を把握する。

遺伝と先天性は意味が異なる。先天性には偶然が大きく左右し、親子の連続性を薄める。他方、遺伝に言及するとき、親子の因果が強調され、決定論が顔を出す。この取り違えに近代の本質が凝縮される。

(3) 第3章. 行動遺伝学の実像

行動遺伝学のアプローチを検証している。行動遺伝学の土俵に乗った上で方法論とデータを内側から精査し、遺伝と環境を分離する試みの不毛を示す。能力の差ゆえに格差が生じるという常識に楔を打ち込み、どんな理論を持ち出しても格差は正当化できない事実を示している。

能力自己責任論の無根拠を明らかにし、この論理の裏に隠れるイデオロギーを抉り出すことがこの章の目的である。

(4) 第4章. 平等の蜃気楼

権利と普遍を巡る勘違いを指摘している。富をどのように分配すべきか、つまり権利の問いとして政治哲学は平等を模索するがそこに無理がある。権利に依拠するアプローチは必ず内部破綻し、平等は空中分解する。これが政治哲学の一つ目の過ちである。つまり富の分配は権利であり平等を基準とすべきという考え方は政治哲学の犯す過ちであると指摘する。そして普遍は信仰であり、各時代を映す社会規範に過ぎず、権利が普遍と考えるのは二つ目の勘違いであるとも指摘する。普遍の実態に迫り、普遍性を信じる危険性について論じている。

(5) 第5章. 格差の存在理由

人間は比較する動物だ。そこから不満・嫉妬・怒りが生まれる。この現実に鈍感な近代が迷宮に紛れ込む。これが権利と普遍に続く、三つ目の錯覚だ。

多様性を超えて最大公約数を見つけるのは可能だろうか。欲望の真の姿を把握せず、平等や公平を議論することはできない。格差への不満はどう募るのか、フランスで起きた「黄色いベスト」運動を例に、この問題を検討している。

(6) 第6章. 人の絆

個人主義パラダイムに疑いの眼を向ける。経済学と同様、政治哲学は個人の利益に注目する。法学も同じだ。他者の利益に反しないよう調整しつつ、各人の権利を守る。人間行動の起点に主体を据える近代の特徴にこれら学問は呼応している。これが四つ目の虚妄だ。格差は経済や権利の問題ではない。人の絆をめぐる問いの答えはこの先にはない。人間の不完全、そして主体の不在を見つめよう。人の絆の不思議に一步迫れるに違いない。

(7) 第7章. 主体という虚構

第7章は第4～6章の総括であり、主体の本性を明らかにしている。近代が陥ったアポリア(解決のつかない難問のこと)を示し、能力の正体を暴く。

意志は各人の内部に現れる心理状態だと信じられている。これが政治哲学五つ目の迷妄だ。意志は不都合な事態が生じたとき、責任を誰かに押し付けて収拾を図るための政治装置であり、イデオロギーである。同様に格差の原因とされる能力も架空の概念装置である。

(8) 終章. 偶然が運ぶ希望

終章で大きく方向転換する。ここまでの悲観的分析を受け入れた上で未来につな

がる道はどう見つけるか。正義論は偶然による不幸を中和し、補償する制度を模索する。否定的意味しか偶然に認めない。ここに六つ目の謬見がある。

偶然の積極的意義に気づけば違う世界が現れる。偽の希望を捨てることで本当の解決につながる逆転の発想を示そうとする。

4. 各章の主要論点

第1～3節において、著者の主張・主要論点、同書の狙い・構成・各章の概要について記述してきた。本節においては、格差と密接な関係がありそうなテーマである第1章と第5章を取り上げて検討する。

1) 第1章. 学校制度の隠された機能

学校の目的は生徒の人格や能力の育成だと信じられてきたが生徒の格付けも学校の役目である。卒業後の就職が学校の最も重要な機能となって久しい。

今は大学を出るのが当たり前の時代になった。学力が底上げされれば社会が良くなるかもしれないが社会にヒエラルキーがある以上、競争によって職業が決まる事実には変わりはない。

著者は、学校にはもっと本質的な機能があると指摘する。近代が必死に隠してきた学校の本当の目的で、この秘密が隠ぺいできなければ学校制度は成立しないという。そして、学校の正体を炙り出そうとする。

(1) 学歴と社会階層

難関大学、有名大学には富裕層の子弟が通う一方、庶民の子は難しい。東大生7割以上の父親が大企業や官公庁の管理職・会社経営者・大学教員・弁護士・医師などである。それ以外の旧帝国大学や一橋大・東工大・東京外大・神戸大・早稲田・慶應も同様に富裕層出身者が多数を占める。この傾向は1970年代から続いている。難関大学に上層の子弟が集まるのは家庭環境が学力差を生むからである。

卒業後は大企業や官公庁などの重要なポストや弁護士・医師の職業に就く。上層部出身者が有名大学へ集まり、社会の重要ポストに就いており、学歴と社会階層に相関関係がある。著者は米国・英国・フランスの事例を挙げながら同様の傾向がみられるとしている。つまりどのような家庭に生まれたのかが子どもの教育達成に大きな影響を及ぼしているのである。

(2) 平等主義の欺瞞

人間には先天的な素質の違いがあり、同じ教育を施しても差は解消されないと考える。これが一つの可能性だ。だが、それは学校の敗北宣言であり、教育の無力を認める解釈は現場から出されにくい。そこで学力差を正当化する道が次の三つの方向で用意される。

- ① 人間の基礎能力はほとんど変わらない。したがって頑張ればだれでも満点が取れるはずだという信仰が生まれる。

- ②人間の個性は多元的であり誰にも良いところがある。だから、学校の成績だけで子どもの能力を判断してはいけない。
- ③教育方法が悪いから学力差が出る。いつか真の教育が成就されれば、すべての子どもが円満に成長する。こうして解決を未来に先送りする。

人間にはそれぞれ個性があり、能力差は当然だと認める英米では能力別クラスを編成し、生徒の資質にあった教育を施す。対して個人主義が発達しなかった日本では学力差の原因を先天形質に求めない。それゆえ、力の差があれば、家庭環境および学校教育に原因があると考え。そして社会階層と能力の相関関係に目を瞑れば、残るのは学校教育のあり方がおかしい、それを良くすれば。すべての子が円満に成長するはずだという楽観論に行き着く。

現実の不平等構造や原理に向き合うのではなく、不公平感を生み出す教育が差別教育だという考えが定着する。したがって平等な教育とは能力差を生徒に感じさせない教育であり、生徒を分け隔てなく扱う教育こそ正しいと結論づける。こうして形式的な均等化つまり画一化が進行する。

(3) 支配の巧妙な罫

現実には環境と遺伝という外因により学力の差が必ず出る。ところが、それが才能や努力の成果だと誤解される。各人の自己責任を持ち出せば、平等原則と不平等な現実との矛盾が消える。

学校制度はメリトクラシーを普及し格差を正当化する。このイデオロギー機能を通じて近代個人主義社会の安定に寄与する。

出身階層という過去の桎梏を逃れ、自らの力で未来を切り開く可能性としてメリトクラシーは歓迎された。そのための機会均等だ。だが、それは巧妙に仕組まれた罫だった。平等な社会を実現するための方策がかえって既存の階層構造を正当化し永続させる。社会を開くはずの理念が逆に社会構造を固定し、閉じるためのイデオロギーとして働く。しかし、それは歴史の皮肉や偶然のせいではない。近代の人間像が否応なしに導く袋小路だ。学校教育の恩恵を庶民も受けるようになった理由は近代社会の存立構造に関わっている。

(4) メリトクラシーと自己責任論

メリトクラシーの本性は自己責任論であり、お前の不幸は自分自身が招いた結果だと負け組を突き放す思想だ。そして返す刀で勝ち組の富と地位を正当化する。

社会心理学に「公正世界の信念」というメルヴィン・ライトナーの研究がある。正義がまかり通ると誰もが信じる社会でこそ、不正義が正当化されやすい論理を明らかにした。こう考えてみよう。天は理由なく賞罰を与えるはずがない。善をなせば、いつか必ず報われる。欺瞞や不誠実にはしっぺ返しが待つ。

因果応報の原則が世の中を律していれば、将来への不安は和らぐ。誠実に努力し続ければ必ず報われると信じたい。因果応報はありふれた信念だが、その論理を突き

詰めると過酷な帰結に至る。

話の筋道を逆にしよう。悪いことをしなければ罰を受けないのが本当ならば、不幸な目にあった者は悪いことをしたに違いない。不幸の原因が当人にあるはずだ。こうして正義に信頼を置く者ほど、自己責任の論理を支持し、不幸な人間を突き放す。

社会には勝ち組と負け組が必ず出る。被害者いれば加害者もいる。部外者や傍観者もいる。立場によって自分や他人の境遇への反応が異なる。

自分が幸せなのは今まで真面目に努力してきたからだ。悪いことをしなかったからだ。優秀だからだ。これからも真摯に生きれば不幸は降りかからないだろう。正義は必ず勝利する。勝ち組や傍観者はこうして安心する。

だが、被害者や負け組はこの理屈を受け入れない。自分が不幸なのは社会が悪いせいだ。世の中は不公平で正直者が損をする。正義なんてどこにもない。こう理解すれば、自らの劣勢や過失を認めなくてよい。自己防衛のために社会の不正義を糾弾し続ける。・・・水掛け論がこうして永久に続く。

(5) 諦めさせる仕組み

ヒエラルキーのない社会はあり得ず、貧富や地位の差は避けられない。そのため、自らの位置を受け入れさせる仕掛けがどの社会にも作られている。

米国では高校在学中の選択科によって大学とそれ以外の道に生徒を振り分ける(トラッキングと呼ばれる選抜方式)。進学用あるいは非進学用のコース(トラック)に配分され、同じ高校に通学しながらも異なる教育を受ける。進学コースの生徒は高度な学習をあてがわれ大学進学を準備する。対するに非進学用コースの生徒は大学入試を諦め、上層の職業に就けない運命を次第に思い知る。トラックは曖昧であり、大学への見通しがはっきりしない。実は勝敗がすでに決しているのに、勝負はまだこれからだと思わせておいて敗者に現実を少しずつ悟らせる。

米国の多くの大学では卒業率が低い。卒業できそうにない学生も一旦入学させた後、時間をかけて切り捨てる。学生の9割が卒業する日本の大学とはこの点が違う。米国では入学段階では足切りせず、最終結果を先送りにする。

ドイツでは課程が早期に分化する。小学校の成績を基に10歳から12歳までに職業科か普通科に振り分けられ職業科に入ると大学進学の道から外れる。・・・ドイツの大学卒業率は低い。日本のような入学試験がなく、高校の成績を基に大学に入る。そして学生の半分が学士課程(3年間)在学中に退学する。

フランスも同様にグランゼコール(エリート養成校)以外の一般大学には入試がなく、バカロレア(大学受験資格)さえ取得すれば誰でも入学できる。フランスの大学卒業率は5割以下であり、自然に脱落していく。米国やドイツと同様、少しずつ限界を悟らせる方式である。

(6) 日本の負け組

階級構造が明らかな社会では親のステータスに応じて自らの限界を子はなんとなく

感じている。その上、労働市場や社会階層で将来自分の占める位置がゆっくりと明確になるため敗者の現実を受け入れるまでに時間の猶予を与えられる。つまり負け組は最初から大きな夢を持たず、学校に上がってから希望を抱いても少しずつ諦めさせるシステムになっている。

それに比べて階級構造が曖昧な日本では中学卒業まで自分の可能性を過信し続け、高校入学時に突然岐路に立たされる。学力が異なる多様な生徒が校内に共存する米仏の制度では高校間の格差が小さく、勝ち組と負け組の集団比較が生じにくい。

一方、日本では偏差値ランキングなどを通じて高校格差が周知の事実となっており両者の間に物理的で明白な境界がある。したがって自分が負け組に属す事実をごまかせない。日本社会では学校格差の構造こそが逆説的に負け組の心理的葛藤を和らげ、学校制度を維持している。物理的隔離のおかげで外集団との不利な比較を普段は背景に押しやって学校内部で比較が機能する。

学校格差構造が負け組を保護するパラドックスを理解するため、次のように考えてみよう。日本社会の平等主義や均一性が注目されると同時に競争の激しさが取りざたされてきた。相反する減少がなぜ共存するのか。

高校・大学の入学試験を経て同程度の学力、出身階層の似た若者が集められる。こうして生まれる均質な社会空間は就職後も続く。難関大学の卒業生は大企業に、それ以外の学生は中小企業に振り分けられる。大多数の若者は同じ年齢で、それも4月初め一斉に就職する・・・こうして学歴・性別・出身階層の似た境遇の同僚に囲まれる。年齢が重視される日本では先輩や後輩がライバルになりにくい一方、同じ時期に入社した者は常に比べられ、熾烈な競争に駆り立てられる。高校段階から似た者どうしで小宇宙を形づくる。一億総中流という幻想が生まれる所以でもある。

均質な密室空間で比較の力が強く働くとともに、その間、外部の人間との比較から免れる。先輩後輩の年齢序列に助けられ、負け組にも分相応の場与えられる。・・・均一構造に組み込まれるおかげで、外部との比較が生む劣等感が緩和される。

以上の通り、各社会に応じた緩衝メカニズムが設けられ、格差の葛藤を和らげる。そのおかげで格差がありながらも階層構造が安定するのである。

2) 第5章 格差の存在理由

格差は絶対なくならない。それどころか格差が小さくなればなるほど、平等が遠のき、希求する動きが加速する。第5章は欲望に焦点を当て、集団的生き物である人間にとって格差が何を意味するかを検討している。我々にとって本当の敵は格差ではなく人間に潜む欲望であることが分かるだろう。

著者は一例として2018年11月から1年間にわたりフランスのマクロン政権を揺るがした「黄色いベスト」運動(工事現場で使用される黄色いベストを身に着けた人々が政府の政策に反対を突きつた運動)を取り上げ分析している。

反対運動のきっかけは燃料税値上げだったが、かなり以前から貧困化が進み庶民

の生活が圧迫され、それがこの反乱を生んだと、「黄色いベスト」運動の参加者・メディア・知識人が主張する。拡大した格差への不満が庶民の我慢の限界を超えたと言う。

しかし、著者はデモ参加者を対象に行った調査をもとに検討し、運動の原因が貧困そのものとは考え難いと結論づけている(参加者は貧困層だけでなく中流層からの参加者が多い。失業者やホームレスは少なく正規雇用者の割合が高い。賃貸でなく住居所有者が大半を占める。運動の中核をなす人々は貧困ライン以上の層に属す。参加者の中には管理職もいる。85%が自家用車を所有等)。

では格差が原因なのか。2017年の調査によると格差が大きすぎると答えたフランス人は69%に上る。対してドイツでは52%、英米ではともに29%。また2018年の別の調査では「最近5年間で格差が広がった」とフランス人の89%が答え、貧困が今後深刻になるだろうと危惧する人が84%に上った。

ところが、実際の格差は英米よりもフランスの方が小さい。フランスのジニ係数は0.291、ドイツ0.293、イタリア0.328、英国0.351、米国0.391、日本0.339(OECDの2016年、15年データ)。つまり、国民の実感に反してフランス社会の格差は小さい。

では、階層構造が固定され、閉塞感が増した可能性はどうか。フランスは従来から社会上昇の難しい社会であり、ドイツと比べても社会の変動性は低い。親と子どもの所得変動を調べると、フランスは0.41(親子の所得が無関係ならば0、完全に決定されれば1。親の所得が子に影響を与える割合が41%という意味)。ドイツ0.32、米国0.47、英国0.50、ノルウェー0.17、フィンランド0.18、デンマーク0.15。

つまり、フランスは英米並みに親の階層に子も留まる傾向が強く、社会変動性が低い。また、フランスの階層構造は1980年代半ばから変わらず、近年になって固定化が進んだのではない。1985年のフランス男性(40~59歳)の38%が父親と同じ階層に所属していた。2012年の数字も36%であり、横ばいである。流動性が低下したために不満が募り、黄色いベスト運動が生じたという解釈も取れない。

著者は「相対的剥奪」という社会学の概念を用いながら、「欲望」の本質を解明することによって黄色いベスト運動の原因を探っている。

X(財・社会ステータス・パートナー等)を欲しいが持っていない。対して他者はXを持っている(格差がある)と主観的に思う。実際にそうであるかは問題でない。そしてXの入手が現実的だ(景気が高まる。自分にはその能力や資格がある)と信じる。現状が期待を裏切る時、不満が高まる。不満は客観的状态では決まらず、自らの過去や他人の状況との比較から生まれる。

美しい人に出会うだけで恋心は生まれえない。遠く離れたところに憧れの人がいなくても、抗しがたい欲望は起こらない。親しくなって手に届くと感じた時、初めて狂おしい欲望が燃え上がる。最初は気にもとめなかった相手に注目するライバルを感じた時、にわか独り占めしたくなる。主体と対象の二項だけで欲望は捉えられない。対象をめぐる三角関係から生まれる。「欲望する」を意味する英語の desire はラテン語から派生し

「何かの欠如または誰かの不在を名残惜しく思う」が原意である。広辞苑でも欲望は「不足を感じてこれを満たそうと強く望むこと」と説明されている。欠如だけでは不足を感じない。他人の状況や自己の過去と比較して欠如を異常と感じたとき、はじめて欲望が現れる。一度は手に入れたもの、ほとんど手に入ったと思ったものが結局は手に届かない状況で発生する。他者だけでなく自分にだって所有できるはずだという思いから欲望が湧き上がる。

フランス革命の勃発以前すでに経済的にも文化的にもブルジョワジーは貴族とほとんど同じ生活を営んでいたが、名誉がなかった。社会上昇を希求するブルジョワジーの前に立ちはだかる最後の障壁が貴族の称号だった。

不満は客観的条件によるのではなく、比較の対象で決まる。第二次世界大戦中、前線に配備された米国北部出身の黒人兵士は、南部出身の黒人に比べて戦場の生活への不満がより強かった。人種差別に慣れた南部の黒人にとって前線の生活は必ずしも悪いと感じられない。だが、差別が緩やかな北部で育った黒人兵士は戦争に行かずすんだ他の黒人の生活と比較して不満が募っていた。

上層との類似性が高まるにつれて下層者の上昇志向がより強くなる。ところがフランス革命前、貴族制度が境界を維持し完全な浸透が妨げられていた。貴族になれない平民の羨望がますます強まる一方、授爵のおかげで貴族の仲間入りをしても旧来の貴族からは偽物と見下される。貴族と平民を隔てる境界を撤廃しない限り、自分たちの身分が本当には改まらなると悟った時、反抗が始まる。

米国の黒人解放運動も同じ心理メカニズムで説明される。生活が楽になった1960年代に大規模な反乱が生まれたのは、黒人の生活が大幅に改善され、人種隔離政策に連邦最高裁判所が違憲判決を下し(1954年)たことにより、黒人解放への期待が大きく高まった。だが、経済・教育・雇用条件が向上しても黒人というだけで蔑視され続ける。社会から受ける評価と期待の不一致が不満を募らせる。不当な理由で差別されていると怒りを覚える。フランス革命前の社会状況と同じである。

一般傾向として、ひとは能力の高い者とはなく、自分と同等か少し低い者と比較する。それにより自己満足でき、劣等感を免れるからである。

「黄色いベスト運動」の場合はどうか。フランスでは1980年代から教育が大衆化し、社会上昇の期待が低所得層に広がった。低所得層から多くの若者がだ開い学へ進学するようになった。ところがそこに錯覚があった。数字上では下層からの大学進学は急増したが、現実には民主化にはほど遠く、再救済生産の耕造は依然として変わらない。低所得出身者の卒業率は低く、エリート育成のグランゼコールに入学できるのは富裕層ばかりである。高等教育の大衆化が実はまやかして、裏切られたと知った。失望から人々は社会秩序に異議を突きつけた。

黄色いベスト運動は、最初は個人的な不満だった。各自が感じる不安や怒りに過ぎなかった。ところが燃料税値上げを契機に金持ちと貧乏人、エリートと庶民という集団

対立の構図に発展する。これにマクロン大統領のイメージが怒りの連鎖に大きな役割を果たした。マクロン氏は39歳の若さで大統領に就任する。医者の家系をもつ超エリート出身で、大統領になるまで選挙へ立候補したことがない。大統領就任後も富裕税廃止を進めるなど「金持ちのための大統領」というイメージが定着していた。つまりマクロン氏をシンボルとする金持ち集団と虐げられた庶民、言い換えれば「エリート対支配される庶民」という構図ができあがった。政府やマスコミは「民主主義対暴動」という枠組みで黄色いベスト運動を解釈したが、運動参加者は「国家対人民」の図式を押し出した。こうして集団次元に問題の根が投影され、集団抗議が生まれたのである。

5. 考察

(1) 同書は、格差論としては異色の書物である。多くの書物が経済学的・社会的な立場から格差の実態を分析し、その是正を論じているのに対し、同書は哲学、政治哲学、社会学、心理学の深い知識を背景に、格差の本質に迫ろうとしている。思索の対象は格差を取り巻く平等・主体・意志といった広範囲な領域にまで及ぶ。

著者は、あとがきで「私論は常識に真っ向から反する」と語っている。

我々の多くは規範論を受け入れ、常識として身に付けている。しかし、著者は規範論を批判する。なぜなら、「規範論は何が正しいかを皆で決めようとする考え方だから均一化へと導き、また問題の根から目を背け、逃げ道ばかり探している」からである。現在の道徳・法・習慣を常に疑問視しながら格差に取り組もうとしている。例えば次の文章である。

- ① 格差は集団生活に必然的に生じる構造であり、いわば人間世界の原罪である。
- ② 虚構のおかげで現実が生成される。
- ③ 能力は社会が作り出した虚構であり、格差を正当化するために機能する装置である。

筆者にとっては予想もしない言葉が次々と繰り出され、意味が分からずに戸惑ってしまったが、同書を読み進むうちに「勇気ある発言」と敬服する気持ちが強くなった。

(2) 「格差とは何か」という問いに対し、筆者なりに解を得たいと思い、いろいろと考えたがなかなか答えが得られなかった。そこで、問い方を変えて以下の問いについて考えると同書の内容、著者の主張が筆者なりに理解できるようになった。

その問いとは、「格差は誰が作ったのか、あるいは何が作ったのか」である。

筆者なりに得た回答は、「格差を作ったのは、人間であり、社会制度・社会思想」である。こう考えると、著者の主張する上記①の「格差は集団生活に必然的に生じる構造であり、いわば人間世界の原罪である」という文章が理解できる。

また、筆者が繰り返し述べている「格差は虚構である」、「格差はなくなるならない」という文章もすんなりと納得できるのである。

つまり、格差は社会制度や社会思想によって作られたのだから虚構であり、人間が

生み出したのだから、人間が存在する限り格差はなくなるということである。

また、②の「虚構のおかげで現実が生成される」は、経済格差や貧困という現実が人間が作った格差という虚構によって生み出されたものであると解釈できる。

著者が問題とするのは、現象としての格差ではなく、格差の背後に隠れた社会的仕組み、人間の心理なのである。

(3) 格差は人間が作ったと書いたが、正しくは、人間の欲望が格差を生み出したということである。「黄色いベスト運動」を例に挙げたように、人が抱く欲望の背後には、妬み・恨み・嫉妬心といった感情や競争心が存在する。格差を引き起こす背後には人間の心理的な働きが大きく作用しているのである。つまり、格差は人間が生み出すものである以上、人類が存在する限り、これからも生み出され続ける。所得格差、教育格差、家族格差……などかたちを変えながら。

(4) 能力についても同じ考え方をすると理解できる。能力は、格差をつけるため人間が社会的必要性から作り出したものである。したがって、能力は「社会が作り出した虚構であり、また格差を正当化するための架空概念であり、格差を正当化するために機能する装置」となる。

(5) 著者は、「偶然」の効用を重視し、「世界は偶然に満ちている。誰が勝ち組になり負け組になるかは決まっていない。想像以上に世界は開かれている」と記す。そしてあるべき社会の姿を次のように描く。「我々が目指すべきは全員が少数派として生きられる、多様性に溢れる社会だろう。偶然がもたらすチャンスを活かせる社会が望ましい」。筆者も同感である。自由で多様性に富んだ社会こそ理想の姿である。

(6) 「あとがき」には著者の本音が垣間見えることがある。「本書の議論は無駄だったのか。執筆を終え、どんなに頑張っても釈迦の掌から逃れられない孫悟空のような無力感を禁じ得ない。だが、それは私論の誤りを意味しない」と著者は書いている。

格差とは何か。著者は「格差問題は原理的に解けない」という。そして「答えが存在するならばいつか誰かが見つけてくれるだろう。だが、答えが存在しないのであれば永久に解けない。問いを見直さなければならない」と続ける。

著者は格差という難解な問題に対して真摯に向き合い、思索を重ねてこられた。その熱意と姿勢に敬意を表したい。

第4章. 深刻化する高齢者格差

本章では、高齢者(65歳以上)間に見られる恵まれた人とそうでない人との格差の大きさについて、橘木俊詔氏の著書「21世紀日本の格差」の内容を参考に検討する。

1. 高齢者の所得と消費

1) 世代別可処分所得の比較

図表4-1は、世帯主の年齢別に可処分所得、一人当たり可処分所得、等価可処

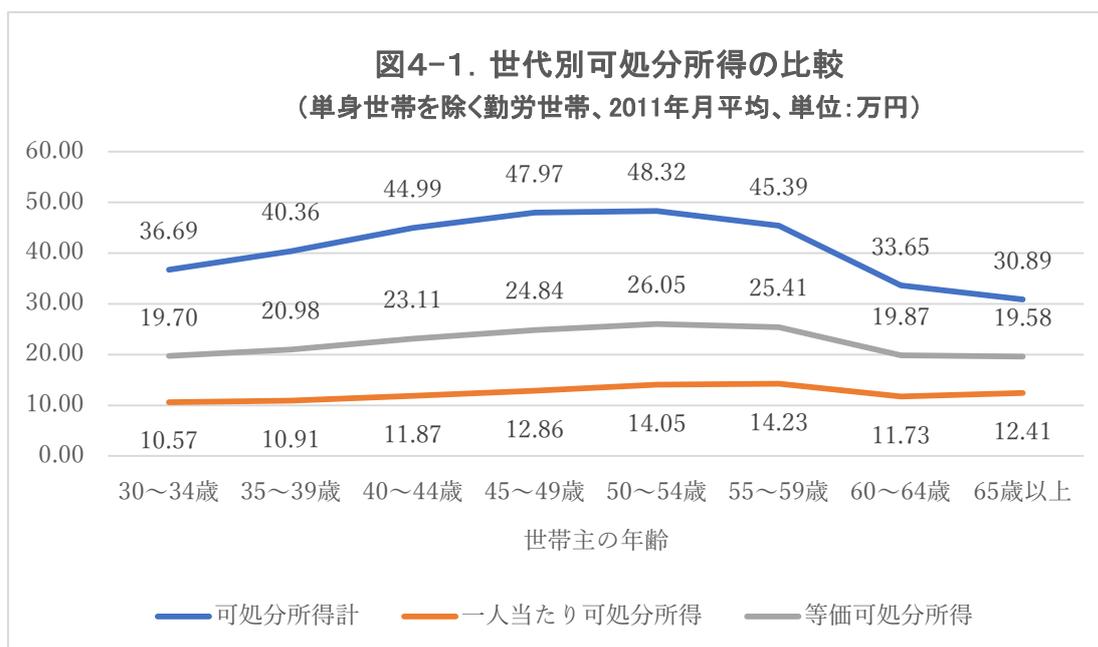
分所得(図下段の注参照)を示している。可処分所得とは獲得した所得から税金と社会保険料を控除し、社会保障給付を加えたものである。図表4-1からは以下のことが読み取れる。

(1) 一人当たり可処分所得や等価可処分所得は、30歳代以上の中年層と高年齢層とでは大きな差はない。

(2) 50歳代と60歳代を比較すると60歳代の低下が大きい。

(3) 可処分所得計をみると55～59歳から60～64歳の低下が目立ち、金額では12万円/月の低下である。労働をやめたことによる収入低下の影響がみられる。同様の傾向は一人当たり可処分所得や等価可処分所得にもみられる。

(4) 以上をまとめると、高齢者の所得は働いているときの可処分所得と比較して、想像しているほど大きな低下はない。特に、一人当たり可処分所得や等価可処分所得と比較すればそれが確認できる。高齢者がそれほど大きく所得を低下させていない最大の理由は、年金、医療、介護などの給付が高齢者になされていることによる。特に重要なのは公的年金給付額であり、無業高齢者の可処分所得の80～85%が公的年金給付で占められている。高齢者にとって公的年金は生活を維持する上で欠かせない所得の源泉になっている。



注. 可処分所得には、公的年金の受給額を含むが、企業年金や個人年金は含まない。等価可処分所得は可処分所得を世帯人数の平方根で除したもの。出所: 橋木俊詔著「21世紀日本の格差」

2) 世代別消費支出の比較

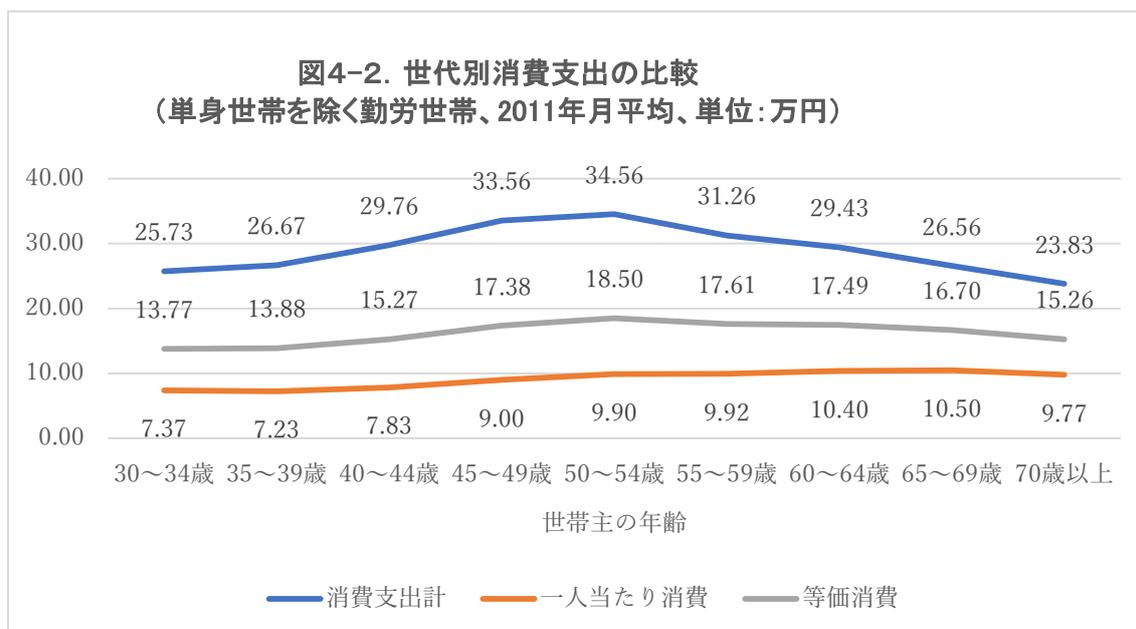
図表4-2は世代別の消費支出の状況を示しており、以下のことがみてとれる。

(1) 世帯当たりの消費支出額を世代別にみていくと、30代から支出が増加し、50～54歳でピークを迎え、その後は低下していく。子育てが始まり、教育費用、住宅ローンな

どライフサイクルに沿って消費支出が推移している。

(2) 一人当たり消費や等価消費に関して、高齢者は現役世代と比較すると、消費支出額をほんのわずかしこ減少させていない。高齢者は現役並みの消費生活を楽しんでおり、高齢者の悲惨な経済生活というイメージは感じられない。

(3) 高齢者が生活水準を低下させていない理由は、公的年金給付に加えて自己の貯蓄の取り崩しによって低下した所得を補てんしているからと考えられる。



注. 等価消費は、消費支出計を世帯人数の平方根で除したもの。

出所: 橋本俊詔著「21世紀日本の格差」

2. 高齢者間の格差

高齢者には低所得者、低資産保有者が存在し、逆に高所得者、高資産保有者も存在する。両者の格差の現状について検討する。

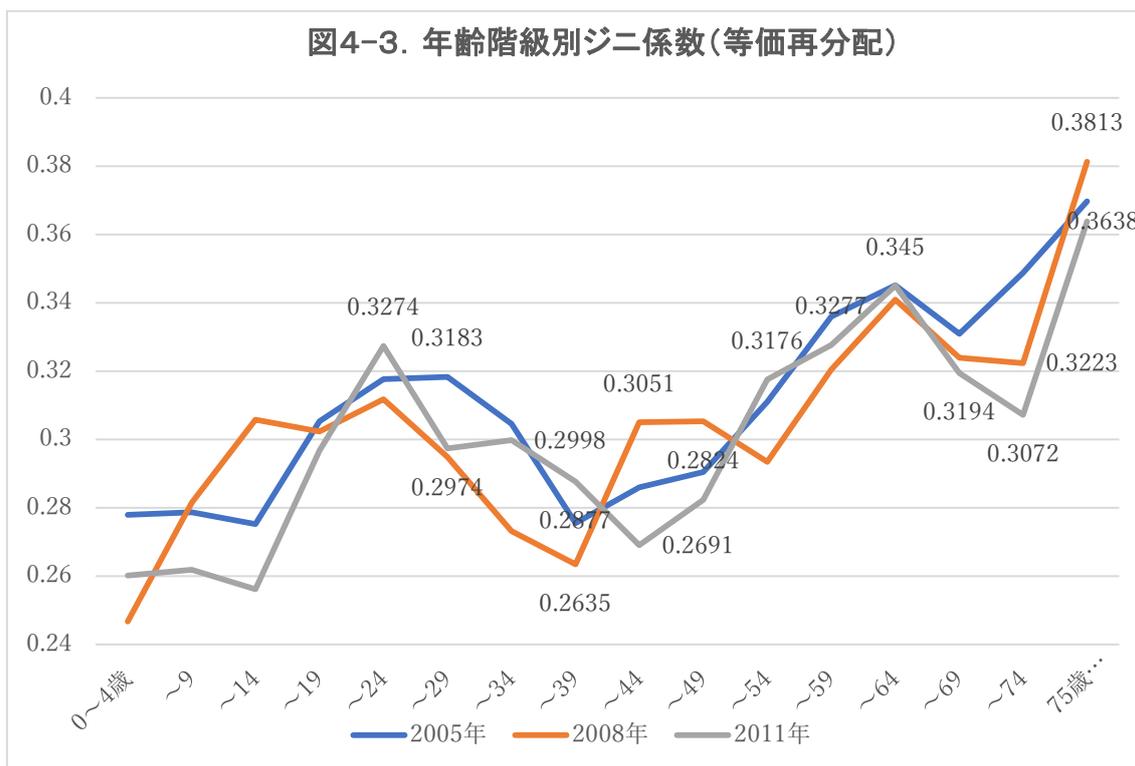
1) 所得格差

図表4-3は2005年、08年、11年の年齢階級別等価可処分所得のジニ係数である。

(1) 65歳以上の世帯については、ジニ係数が0.31から0.38の値にあり、もっとも大きな格差を示しており、年齢が若くなるにつれ減少している。

(2) 2005年から2011年にかけて、高齢者のジニ係数は低下しているので、高齢者間における所得格差は小さくなっている。

(3) つまり、高齢者層の所得格差は他の世代よりも大きいのである。しかし、そのジニ係数の高低によって格差の程度がどれほどの規模なのかは分からないので、具体的な額から格差を図表4-4で検討する。



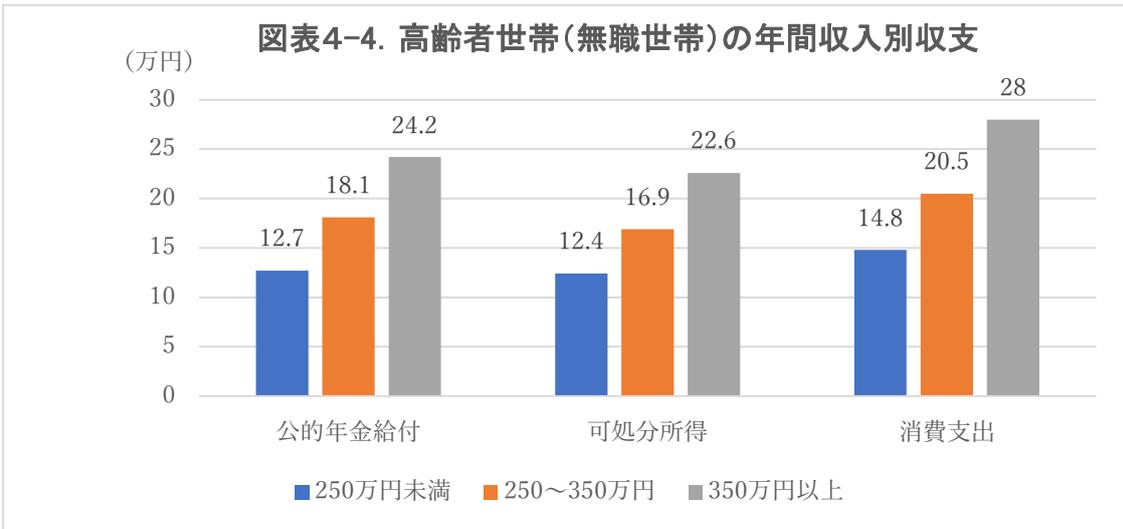
出所:厚生労働省「所得再分配調査」

「等価所得」とは、世帯の所得を世帯人員の平方根で除したもの。「再分配所得」とは、当初所得から税金、社会保険料を控除し、社会保障給付(現物、現金)を加えたもの。

(4) 図表4-4は、高齢者を年間収入別に区分した場合に、月間の公的年金給付額、可処分所得、消費支出にどれだけの差があるかを示したものである。

公的年金の給付額については、250万円未満の年収の高齢者は月にわずか12.7万円であるのに対して、350万円以上の人は24.2万円を受領しており、約2倍の差がある。可処分所得に関しても、12.4万円対22.6万円という2倍弱の差、消費支出に関しても14.8万円対28万円という約2倍の差であり、生活水準におよそ2倍の格差があることになる。

(5) 以上をまとめれば、年金、所得、消費という三つの経済変数に関する大きな格差は、高齢者間では格差がかなり大きいことを示している。図表4-1、2では高齢者の所得や消費は他の世代とさほど劣らない生活状況であったが、高齢者だけを取り上げると、実は大きな格差があることが分かる。つまり、恵まれた高齢者と恵まれない高齢者の差が、年金、可処分所得、消費という経済変数に関して顕著である。



出所: 橘木俊詔著「21世紀日本の格差」

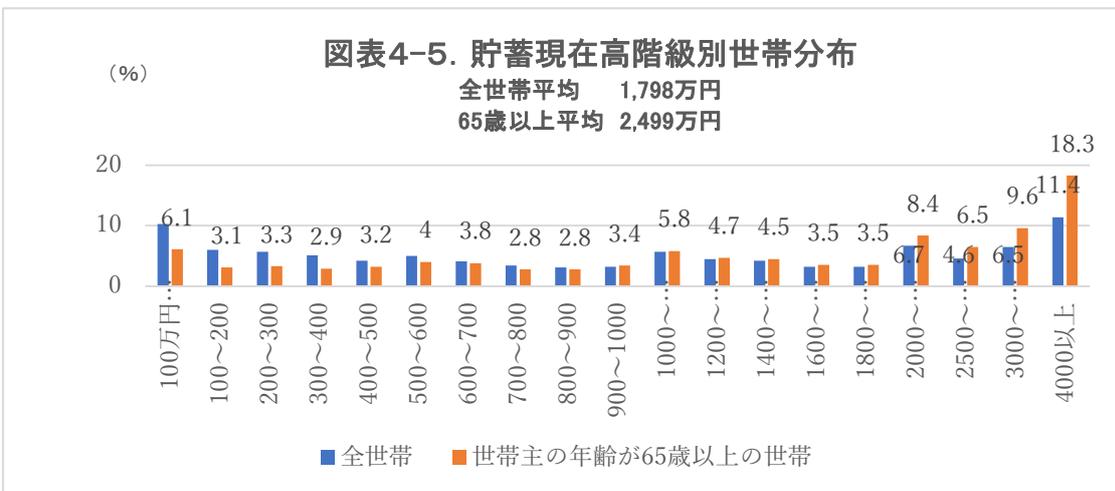
2) 資産保有格差

高齢者間においてもっと深刻な格差は資産保有格差である。資産は預貯金・株式などの金融資産と土地などの実物資産に区分される。

(1) 図表4-5は金融資産のうち貯蓄残高を示しており、高齢者と全世帯について、貯蓄残高保有額別の構成比である。高齢者に関しては、金融資産 4000 万円以上の人 が 18.3% もおり、2000 万円以上となると 42.8% にも及ぶ。一方、全世帯平均では 4000 万円以上の人 が 11.4%、2000 万円以上は 29.2% に過ぎず、高額な金融資産を保有しているのは高齢者に集中している。

高齢者の貯蓄平均は全世帯平均の 1.4 倍となっている。

(2) 金融資産が少額の高齢者も存在し、500 万円未満の高齢者の構成比は 18.6% で無視できない比率である。100 万円未満の貯蓄しか持たない高齢者も 6.1% もいる。これらの人が年金だけで食べていくならその生活水準は低くならざるを得ない。もし年金額が非常に低いのであれば貧困者になってしまう。



資料:総務省「家計調査(二人以上の世帯)」(平成 26 年)

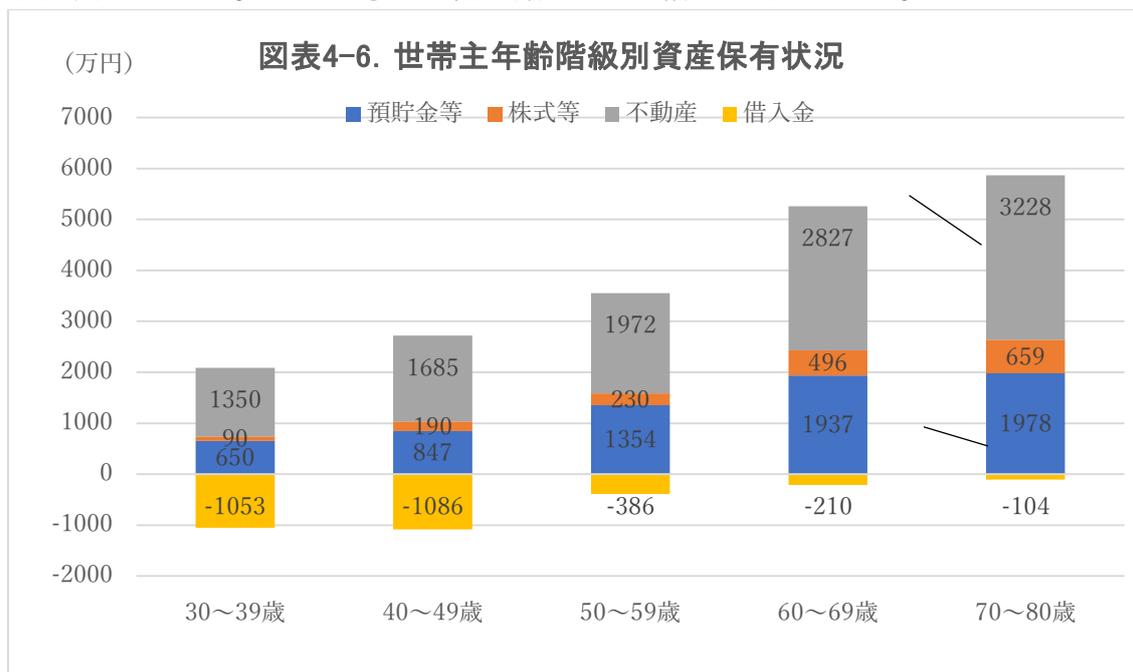
注 1. 単身世帯は対象外

注 2. ゆうちょ銀行、郵便貯金・簡易生命保険管理機構(旧日本郵政公社)、銀行、その他の金融機関への預貯金、積立型生命保険などの掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託などの有価証券と社内預金などの金融機関外への貯蓄の合計

3) 実物資産保有状況

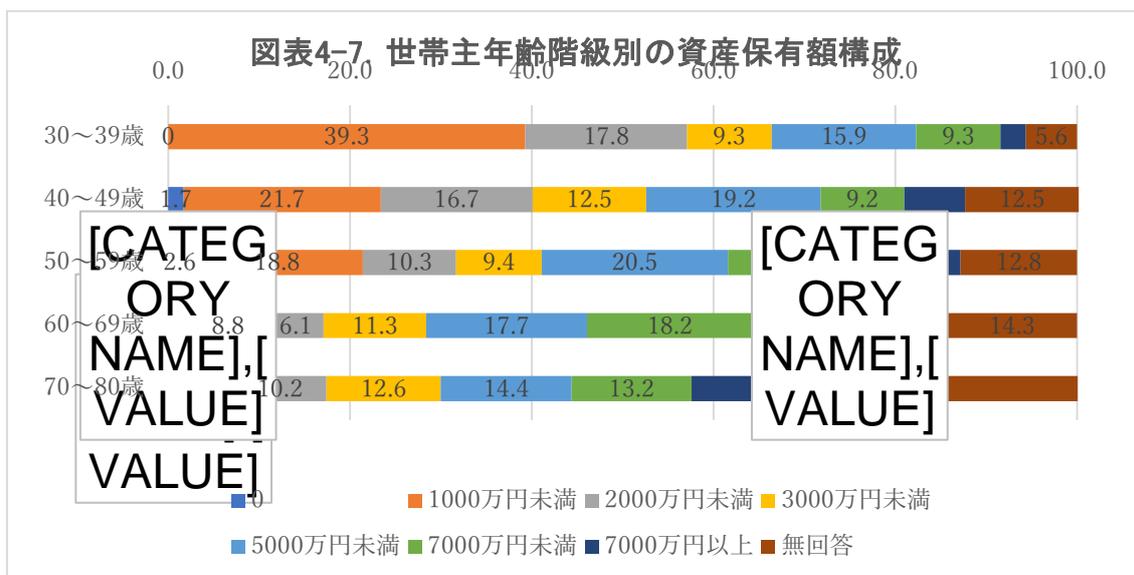
図4-6は世帯主年齢階級別資産保有状況を示している。60～69歳と70～80歳の預貯金と株式等の金融資産の合計は、それぞれ2433万円、2637万円であり、実物資産の不動産はそれぞれ2827万円、3228万円であり、それらを合計した総資産額はそれぞれ5260万円と5865万円の高資産額となる。それぞれ実物資産の方が金融資産より少し多額であるが両者にはあまり大きな差はない。

注目すべきは両高年齢層とも借入金は210万円、104万円と少額であり、借金のほとんどない生活を送っている。30～49歳の現役世代に1000万円強の借入金のあることと対照的である。これらの多くは住宅購入による借入金と思われる。



出所:橘木俊詔著「21世紀日本の格差」

(4) 図表4-7は、年齢階級別に資産保有額の構成を示したものである。この図で最も特徴的なことは、70～80歳の人で資産額が7000万円以上の人が25.1%もおり、60～69歳では21.4%もいることである。一方でゼロ円という高齢者も1.2%と2.2%というわずかな比率であるが存在する。超高額の資産保有高齢者と資産がゼロの高齢者がいて、高齢者の資産格差は非常に大きいのである。



出所: 橋本俊詔著「21世紀日本の格差」

3. 高齢者の所得・資産格差はなぜ大きいのか

高齢者の格差は若年・中年の時に生じた格差が長年にわたって蓄積された結果であると考えればその理由は明確となる。つまり、若年・中年の時期における格差が蓄積されていくため格差が拡大するのである。

(1) 賃金所得を考えると、高い教育を受けて大企業で働き始めた労働者と低い教育を受けただけで中小企業で働き始めたか、あるいは非正規労働者として働き始めた労働者とでは、スタート時点から賃金格差がある。その労働を長年続ければ年を重ねるごとに賃金格差が拡大し、引退時での生涯賃金所得はかなり大きな格差となる。これが高齢者所得格差を説明する一つの理由である。

(2) 第二に、勤労期間中に高賃金の方は年金保険料の拠出額が高いので、年金給付額は高くなるが、賃金の低い人は拠出額が低く給付額も低くなる。無業高齢者の可処分所得の80~85%が公的年金給付で占められていることを先に述べたが、年金給付額の格差の大きいことが高齢者の所得格差の大きいことの理由となる。

(3) 第三の理由として、現役労働期間の貯蓄額、貯蓄率の違いが挙げられる。一般的に、高所得者は生活に余裕があるので貯蓄に回す分が多くなるため、低所得者に比べて貯蓄額、貯蓄率が高くなる。それが現役期間全体にわたって続くと貯蓄された資産額も高所得者の方が低所得者よりも高くなる。したがって、引退後の高齢者における高資産保有者と低資産保有者の資産格差がかなり大きくなるのは当然のことであろう。

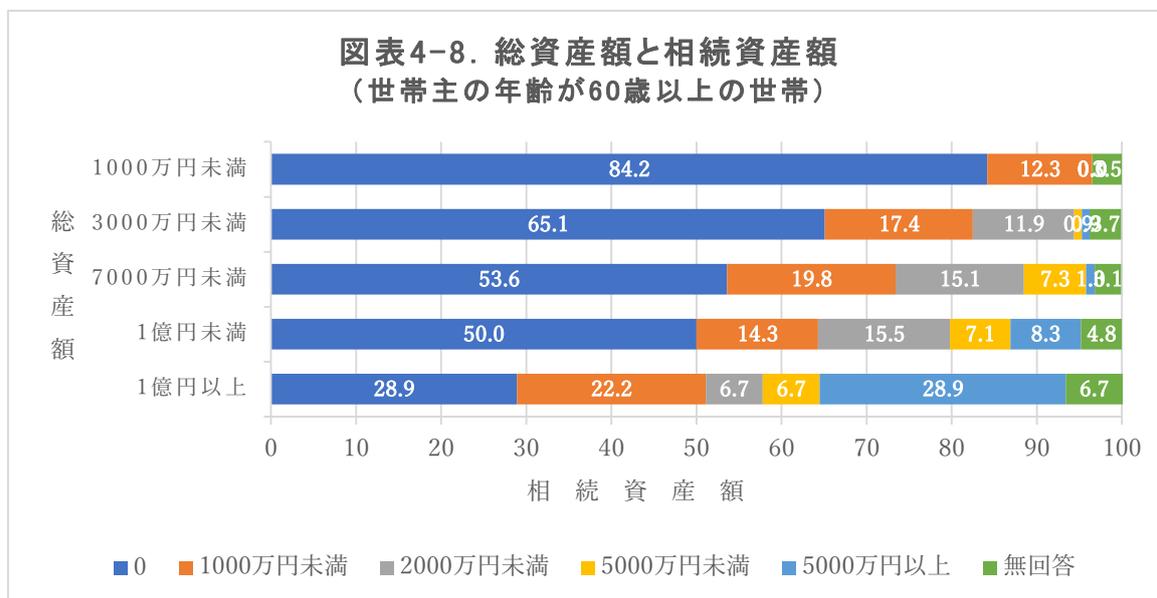
(4) 最後の理由として挙げられるのは相続資産の額の大小が高齢者の資産格差に大きな影響を及ぼすことである。

図4-8は60歳以上の世帯に関して、総資産額と相続資産額の関係を示したもの

であり、いくつか注目すべきことがわかる。まず、資産額 1000 万円未満の人の 84.2% が相続資産額がゼロ(相続していない)であり、これらの人の資産は現役時代に貯蓄した成果である。また、遺産相続したがその額が 1000 万円未満の人が 12.3%であり、両者合計で 96.5%に達する。つまり、資産額 1000 万円未満の人の大半が遺産を相続していないのである。

遺産相続ゼロの人の比率は、資産保有額が高くなるにつれて減少し、1億円以上の資産保有者ではわずか 29%ほどしかいない。逆に言えば、資産保有額が高くなるにつれて遺産相続額が増加している。

1億円以上の資産保有者は、約 29%の人が 5000 万円以上の相続遺産を受領している。逆に言えば、遺産相続額の高い人は、現在の資産保有額がより高くなるのである。遺産相続をしたかしないか、そして、相続できた人についてはその遺産額の大小が、それぞれ大きな影響力を与えていることが分かる。



出所: 橘木俊詔著「21世紀日本の格差」

4. 高齢貧困者

高齢者間の所得・資産格差の大きさに加えて、それ以上に深刻な格差問題として高齢者の貧困がある。どのような高齢者が貧困状況にあるのか、その実態を探る。

1) 高齢者の貧困状況(世帯類型別・世帯年齢階層別)

少し古い資料であるが、図表4-9は世帯類型別、世帯年齢階級別にみた貧困状況を示している。図表からは以下のことが読み取れる。

(1) 世帯構成に注目すると、貧困率の高いのは、高齢者 2 人以上世帯、高齢者単身世帯、そして母子世帯である。それぞれ両年とも貧困率が 20%、40%、50%台となっており、そのような家族構成の世帯は貧困率が高いことが分かる。

(2) 全貧困者数に占める割合をみると、高齢者 2 人以上世帯と高齢者単身世帯が 10%、20% 台で高いが、母子世帯の貧困は母子世帯数そのものが少ないため、全体への寄与率は 4~5% と低くなる。

(3) 世帯主の年齢別にみると、70 歳以上の貧困率が 20% 台から 30% 台で他の年齢層よりかなり高く、特に全貧困者数に占める割合では 30% 前後に達している。65~69 歳、60~64 歳は 70 歳以上よりかなり低い。また、若い年齢層の貧困率も 20% 台で高いことも注目する必要がある。

(4) 以上をまとめると、日本の貧困者は、人数で評価すると圧倒的に高齢者が多いことが分かる。60 歳以上の高齢者が日本の貧困者のほぼ半分を占めており、貧困になる確率が高齢者の方が中年・若年者よりもかなり高いのである。その中でも高齢単身者の貧困が深刻である、ということになる。ちなみに、高齢単身者は 2010 年で男性が 142 万人、女性が 360 万人であり、女性の一人暮らしは男性より 2.5 倍も多い。

図表4-9. 世帯類型別世帯主年齢階級別に見た貧困状況

世帯類型	1995 年		2001 年	
	全貧困者数に占める割合(%)	貧困率 (%)	全貧困者数に占める割合(%)	貧困率 (%)
全世帯	—	15.2	—	17.0
核家族(子ども 3 人以上世帯)	4.3%	12.9	2.1%	8.9
核家族(子ども 2 人世帯)	7.8	6.7	5.9	7.3
核家族(子ども 1 人世帯)	10.6	10.4	7.4	8.5
核家族(子ども 0 人世帯)	8.2	10.0	8.5	10.8
単身世帯	12.4	20.0	20.2	26.9
高齢者 2 人以上世帯	12.6	21.7	11.6	20.5
高齢者単身世帯	21.5	47.9	20.9	43.0
母子世帯	4.6	55.3	4.7	53.0
3 世代世帯	7.3	8.5	5.6	8.4
その他の世帯	10.8	16.9	13.2	20.1
世帯主の年齢階層				
29 歳以下	9.6	20.7	11.5	25.9
30~39 歳	8.6	9.3	8.7	11.3
40~49 歳	16.7	11.3	10.6	11.9
50~54 歳	6.9	9.5	8.3	11.5
55~59 歳	7.3	10.0	7.5	12.6
60~64 歳	11.3	15.5	9.8	16.0
65~69 歳	10.1	17.0	12.0	19.4
70 歳以上	29.5	31.6	31.6	25.3

注. 貧困ライン＝等価可処分所得の中央値の 50%。1995 年の貧困ライン＝142.0 万円、2001 年の貧困ライン＝131.1 万円。

出所: 橋木俊詔著「21世紀日本の格差」

2) 高齢者の貧困の実態

図表4-10 は世帯類型別、配偶関係別にみた高齢者の貧困率とその構成比である。図表から分かることは以下のとおりである。

(1) 高齢単身者の貧困率が高い。高齢女性単身者の貧困率は実に 52.3%の高さであり、高齢男性単身者の 38.3%より 14 ポイントも高い。

(2) また、未婚の子どもと同居している高齢者の貧困率も男性が 27.7%、女性が 31.3%とかなり高い。

(3) 配偶関係を見ると、高齢者の中でももっとも高い貧困率なのは男女とも未婚者であり、次いで離別者、死別者の順となる。驚くのは未婚者の貧困率の高さである。将来を見据えると独身者が高齢になってから貧困者になる可能性が高く、一度も結婚しない若者、中年者が増加している昨今の状況を鑑みると何らかの手立てを今から考えておく必要があるそうである。

(4) 離別者、特に死別者の貧困率が少し低いのは、夫婦でいたことの効果、例えば遺族年金制度などがあるので未婚者よりも貧困率が低くなると考えられる。当然のことであるが年金給付がある有配偶者(高齢者夫婦)の貧困率はさらに低くなる。逆に言えば、高齢者の貧困は配偶者を失ってから深刻さを増すのである。

(5) 高齢貧困者は日常生活面でいろいろと問題を抱えている。高齢貧困者は収入が少ないので医療保険の保険料が払えず、病気になっても医療機関に行けないため、病気がますます悪化する。高い家賃を払えない、あるいは家の補修・設備に金をかけられないため、住環境が劣悪になる。特に冷暖房設備を保有できない高齢者にとって暑さ寒さは身体的に苦痛となる。また、高齢単身者であれば日ごろの会話が乏しく、不安感やうつ病に悩まされることがある。さらに、高齢者は認知症になる可能性が高く、徘徊したり、交通事故、路上生活者、孤独死など様々なリスクが存在する。

図表 4-10 世帯類型別・配偶関係別にみた高齢者の貧困率と構成比(2007年)

(単位:%)

		高齢男性			高齢女性		
		貧困率	構成比		貧困率	構成比	
			低所得 高齢男性	高齢男性 総数		低所得 高齢女性	高齢女性 総数
高齢者総数		18.4	100	100	24.8	100	100
世帯類型	単身世帯	38.3	19.8	9.7	52.3	42.6	20.4
	一人親と未婚子からなる世帯	27.7	2.8	1.9	31.3	8.3	6.7
	夫婦のみ世帯	18.1	44.5	46.1	19.2	22.5	29.3
	夫婦と未婚子からなる世帯	17.0	16.0	17.7	17.6	6.5	9.3
	3世代世帯	10.3	8.3	15.0	10.8	8.7	20.2
	その他の世帯	16.8	8.6	9.6	20.2	11.4	14.1
配偶関係	未婚者	40.0	5.1	2.4	47.4	8.0	4.2
	離別者	39.6	6.1	2.9	44.0	8.7	5.0
	死別者	24.6	13.5	10.2	30.3	47.2	39.2
	有配偶者	16.6	75.3	84.6	17.5	36.1	51.6

出所:橋木俊詔著「21世紀日本の格差」

3) 高齢者の所得が低い理由

(1)最大の理由は、①公的年金支給額の低いこと ②現役時代に稼得していた所得の低かったこと ③資産から得られる所得(利子、配当、地代等)がゼロか、あるいはあっても極端に低い、の三つである。このうち、①と②について掘り下げて検討する。

(2)図表4-11は、高齢者を貧困層と非貧困層に区別して、それらの人の年間総所得の構成比を示したものである。

第一に、当初所得に関しては、貧困層の額が非貧困層よりもはるかに低い。理由は二つあって、働いている高齢者であれば賃金差の大きいことと、さらに資産保有額から生じる収入差が大きいということである。

第二に、公的年金・恩給の額についても両者に大きな格差がある。すなわち貧困層の年金額は非貧困層よりよりはるかに低い。さらに、貧困層においては公的年金の占める比率が80%近くに達しているのに対して、非貧困層では50%台半から60%台後半の比率にしか過ぎない。これが意味するところは、貧困層は所得を公的年金に頼る程度が非常に高いにもかかわらず、その年金額はかなり低いということである。

貧困層の平均年金額は75~82万円であり、月額換算すると6.3~6.8万円となるので、生活できる額ではない。なぜこれほどまでに年金額が低いのか。それは②の現役時代の賃金・所得が影響しているからである。公的年金の支給額は、現役時代にどれだけの保険料を何年間拠出したかによって決まるので、現役時代の拠出分が少な

かったからによる。そのあたりの状況を示しているのが図表4-12である。

図表 4-11. 貧困世帯、非貧困世帯別に見た高齢者世帯の年間の所得構成(平均値)

(単位: 万円)

年	貧困層			非貧困層		
	当初所得	公的年金・ 恩給	その他の社 会保障給付 金	当初所得	公的年金・ 恩給	その他の社 会保障給付 金
1995	17.0	76.1	4.2	154.4	192.7	2.6
	(17.5%)	(78.1%)	(4.4%)	(44.1%)	(55.1%)	(0.8%)
1998	10.3	81.8	4.1	134.1	206	3.6
	(10.7%)	(85.0%)	(4.3%)	(39.0%)	(59.9%)	(1.1%)
2001	11.5	75.1	5.3	101.4	209.1	4.6
	(12.5%)	(81.7%)	(5.8%)	(32.1%)	(66.4%)	(1.5%)

出所: 橋本俊詔著「21世紀日本の格差」

(2) 図表4-12は65歳以上の公的年金受給者が現役のときに何をしていたかを示したものである。「収入を伴う仕事をしていない期間」の長かった人に注目すると、高齢男性、高齢女性ともに年収100万円未満の人が圧倒的な比率で高い。特に女性においては71%の高さであり、これは専業主婦だったことを意味している。

男性については、「アルバイト中心」の仕事、「自営業中心」の仕事をしていた人がそれに次ぐが、年収100万円未満の人のうち55.4%が自営業者である。自営業者は国民年金(基礎年金)への加入者が大半であるが、これらの人は保険料拠出が少なかったので年金支給額も低くならざるを得ない。アルバイト中心で働いていた人も自営業者に近い姿である。「中間的な経歴」(いずれの職業も20年以下の者)の人は、女性にその経歴の人の多いことから、パート・派遣といった非正規で働くの人だと想像される。これらの人は厚生年金への保険料拠出額は少なく、年金給付額も低くならざるを得ない。

図表4-11、12から分かることをまとめると、高齢者で貧困に苦しんでいる人は、その大半が低い公的年金給付額しかないのがその原因としてある。そしてその要因は、現役の時に拠出していた保険料が少なかったことにある。

図表 4-12.老齢年金受給者(65歳以上)の現役時代の主な経歴と老後の年収(2007年)

(単位:%)

	高齢男性			高齢女性		
	年収100万円未満の割合(A)	構成比		年収100万円未満の割合(A)	構成比	
		年収100万円未満	総数		年収100万円未満	総数
総数	13.3	100	100	51.9	100	100
収入を伴う仕事をしていない期間中心	50.0	0.5	0.1	71.0	24.2	17.7
アルバイト中心	41.0	5.7	1.8	59.7	4.2	3.7
自営業中心	36.6	55.4	20.1	60.3	26.5	22.8
中間的な経歴	30.3	5.5	2.4	62.3	16.7	13.9
常勤パート中心	26.9	1.2	0.6	55.6	5.9	5.5
正社員中心	3.5	18.0	68.5	14.2	4.7	17.1
不明	29.4	14.2	6.4	48.0	17.8	19.3

出所:橘木俊詔著「21世紀日本の格差」

注1.「年収」は本人の年収(個人単位)であり、世帯年収ではない。

注2.「正社員中心」とは、20~60歳までの40年間のうち、20年を超えて正社員等であった者。他の項目も同様。「中間的な経歴」とは、いずれの職業も20年以下の者である。

注3.(A)の「年収100万円未満の割合」の列に書かれた数字の意味は次の通り。13.3%と51.9%は、男女別に総回答者のうち何%が年収100万円未満の年収かを示している。そして、その列の数字の意味は、過去にどういう仕事をしていた人の何%が年収100万円未満になるかの数字である。

注4.調査対象は、2007年11月1日現在の厚生年金及び国民年金の老齢年金受給者。

第5章. 格差是正のための処方箋

格差をなくすことは不可能だとしても、是正することに異を唱える人は少ないだろう。日本国憲法第25条において「生存権」が保障されている以上、生活できないような貧困があってはならないと考えられるからである。

本章では格差是正の方策を二人の経済学者の考えを紹介しながら考察する。

1. 格差をいかに縮小するか

橘本健二氏は著書「新・日本の階級社会」(2018年)の中で、格差縮小のために政策的に可能な方法を以下の三つに区分して持論を展開している。

①賃金格差の縮小 ②所得の再分配 ③所得格差を生む原因の解消

1) 賃金格差の縮小

(1) 均等待遇の実現

正規雇用と非正規雇用の賃金差は非常に大きい。非正規社員の時給(1337円/h)は正規社員(2021円/h)の三分の二の水準である(厚労省2019年「賃金構造基本統計調査」)。また、雇用形態だけでなく、男性と女性、総合職と一般職、大卒者と短大卒・高卒などでも実現される必要がある、これによって格差は縮小し、非正規労働者特に女性の貧困はかなりの程度解消する。

(2) 最低賃金の引き上げ

最低賃金とは、最低賃金法に基づき、雇用主が労働者に支払う賃金の最低額として、国が定めたものである。最低賃金は、時間によって定められており、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定(産業別)最低賃金」の二種類がある。

2017年度の全国平均は848円/hである。正規社員並みに月間150時間、年間1800時間働いたとして、年収は153万円にしかならず、税金と社会保険料を支払えば一人暮らしでも貧困線((等価可処分所得の中央値の半分)を下回る可能性がある。最低賃金を1000円/hとすれば年間で180万円、夫婦共働きだと360万円の収入となり何とか生活が維持できるレベルである。少なくとも1000円/hが最低賃金の下限であり、スタートラインとして増やすべきである。ちなみに、2021年度最低賃金の全国加重平均は930円/h(前年度比+28円)である。

(3) 労働時間短縮とワークシェアリング

ワークシェアリングとはワーク(仕事)をシェア(分かち合う)すること、つまり一人当たりの仕事の量や労働時間を減らして雇用人数を増やすことである。

日本の労働時間は長い。これは米国など格差の大きい国に共通のことで、国際比較すると、格差の大きい国ほど労働時間が長い傾向がある(サミュエル・ポールズ/ヨンジン・パク「模倣・不平等と労働時間」)。なぜ、格差が大きいと労働時間が長くなるのか。それは次のように説明される。

一時間当たりの賃金の格差が拡大すると、低賃金労働者は、これまで通りの労働時間では生活が困難になる。だから、今まで以上に長く働いたり、他の職場を掛け持ちするなどして、労働時間を長くするようになる。一方、高賃金労働者では全く別の理由から労働時間が長くなる。残業一時間当たりの賃金が、これまでは一万円だったのが二万円に増えたとしよう。すると、早めに仕事を切り上げたり休日出勤をやめたりするなどして余暇時間を増やすと、そのために犠牲にしなければならない収入、つまり余暇のコストが一時間当たり一万円から二万円に増えたことになる。当然、多くの人により多く残業を引き受けるようになる(ロバート・ライシュ「勝者の代償」)。

格差を縮小するためにはこれと反対すればよい。まず、正規雇用の労働時間を短縮する。すると正規雇用の人数を増やさなければならなくなり、より多くの人

用の職を得ることができるようになる。雇用が拡大すれば、フリーターや失業者はより安定した仕事に就くことができ、収入が増加し賃金格差は縮小する。これまで低賃金だった仕事や非正規雇用の仕事で人手不足が起こるかもしれないが、そうなれば市場経済の法則で賃金は上昇するはずである。このようにワークシェアリングを行えば、税制や社会保障に頼らずとも、所得の配分をより平等なものに変えていくことができる。

2) 所得の再分配

賃金格差を縮小しても、大量の生産手段を持つ大資本家たち、巨万の富を築いた人々と一般の被雇用者、資産を持たない人々との格差は縮小しない。また、失業者、病気などで働けない人々、引退した高齢者、零細事業の自営業者などの貧困はなくなる。そこで必要になるのは

所得の再分配である。具体的な方法としては次のようなものが考えられる。

(1) 累進課税の強化

所得税の最高税率はもともと75%だったが、70% (1984年)、60% (1987年)、50% (1989年)と引き下げられ、1999年には37%まで引き下げられ、現在では45%となっている。富裕層を対象とする減税が続けられてきた。他方では、逆進性の強い消費税の導入と税率の引き上げ、低所得者の住民税率の引き上げ、高所得者の住民税率の引き下げなどが行われてきており、税の累進性は大きく損なわれてきた。

累進税のメリットは、所得再分配の最も強力な手段であること、また支払い能力は所得が高まるほど加速度的に高まるから現実的に税を徴収しやすいことである。

さらには合理的であることである。高所得者は、富を得るために、高度な質の高い教育を受けたり、交通・運輸・通信といった社会資本の恩恵を享受している。これらは政府が税金を使うことによって実現している。だから、高所得者とは、税金によって最も多くの利益を得ている人々なのである。だとすれば、その分、多くの税金を負担するのは当然である。この意味で累進課税は極めて合理的な制度なのである。

累進課税の考え方は、消費税や社会保障制度にも導入する必要がある。現行の消費税は累進課税とは正反対に逆進性を持っている。低所得者は所得の大半を消費するため、所得全体に消費税率をかけた分を課税される。

一方、高所得者は所得の一部を消費するだけで他は貯蓄や投資に回すためこの分には課税されないからである。だから一般的な食料品や日用品の税率を下げ、贅沢品の税率を上げるなどして消費税に累進性を持たせる必要がある。

また、現状では国民年金や国民健康保険などの保険料負担率は、低所得者の方が高くなっている。このため社会保障制度が所得再分配の機能を十分に発揮していない。この点も改められるべきである。

(2) 資産税の導入

ここでいう資産税とは、個人が所有する金融資産、不動産などの資産から、住宅ローンなどの負債を除いた純資産に対して課税するものである。

不動産についてはすでに固定資産税があるため、金融資産に対する課税を新たに導入するということである。ただし、庶民のなけなしの貯金や老後のための蓄えにまで課税するのは適当でないので、一定額を控除し、これを超える部分について課税するのである。不動産は課税されるのに金融資産は課税されないという不公平を是正することにもなる。

資産税はこれまで、ヨーロッパの多くの国で導入されてきた。しかし、資産に課税すると富裕層が海外へ逃げる、あるいは資産が国外へ流出してしまうという批判があり、アイルランド、オランダ、スウェーデンなどがこれを理由にいったん導入した富裕税(資産税)を廃止している。

日本の場合、独自の言語文化を持ち治安が優れ、自然環境にも恵まれていることから、簡単に富裕層が海外へ転居するとは考えにくいだが、最終的には課税回避を防ぐため、国際的な枠組みを作る必要がある。

(3) 生活保護制度の実効性の確保

今日の日本では、生活保護制度が機能不全の状態にある。

本来は、生活保護を受ける権利のあるはずの貧困層のごく一部しか、生活保護を受けることができていない。

生活保護を受ける資格がある貧困層のうち、実際に生活保護を受給している人の比率を捕捉率という。2010年に厚生労働省が公表した資料によると、生活保護基準以下の低所得世帯は705万世帯で、生活保護受給世帯は108万世帯であり、捕捉率はわずか15.3%であった。膨大な数の貧困層が生活保護を受けることができないままに放置されているのである。

ヨーロッパ諸国の捕捉率は、スウェーデンが約82%、ドイツが64.6%、フランスが91.6%、英国は対象者の属性によって異なるが47~90%となっている。生活保護制度は明らかに機能不全の状態にある。

なぜ日本の捕捉率はこんなに低いのか。二つの理由がある。一つは、受給条件が厳し過ぎること、もう一つは「水際作戦」の存在である。

受給条件で特に問題なのは預貯金である。原則として生活保護申請時に預貯金があってはならず、最大でも最低生活費の一か月分程度までの預貯金だけを認めるとされている。一人暮らしなら約10万円、家族がいてもせいぜい20数万円程度である。このため収入が少ないにもかかわらず、預貯金があるために生活保護を受けられない世帯が極めて多い。上記厚生労働省の資料では、生活保護を受給していない世帯は597万世帯となるが、このうち最低生活費一か月分以上の預貯金のある世帯が368万世帯ある。現状ではこれらの世帯には生活保護の受給資格がないが、この分を引いて計算すると捕捉率は32.1%となる。

預貯金は急な出費(急病時の備え、葬儀費用、学費等)のためにも必要なものである。にもかかわらず、一か月分の生活費相当額までしか預貯金を認めていないために、

生活保護の受給資格のある人の範囲が著しく狭められているのである。

このため多くの低所得世帯では、ささやかな預貯金を取り崩して生活を続けたのちに、貯金が尽きて生活保護基準を満たすようになる。

保護開始の理由をみると、「貯金等の減少・喪失」が全体の 32.2%で、病気や失業を抑えて第一位となっている。ちなみに、英国では貯蓄が 8000 ポンド(約 130 万円)未滿なら満額の保護を受けることができる。日本においても、せめて 100 万円くらいの貯金は認めるべきであろう。

「水際作戦」とは自治体の一部にみられる対応で、生活保護の申請にやってきた住民をいろいろな口実をつけて追い返して申請させないようにすることである。口実としては、「まだ働けるのだから仕事を探しなさい」「親族に養ってもらいなさい」「持ち家がある人は受けられない」などが多く、いずれも理由にならない違法な行為である。

「水際作戦」はいろいろな悲劇を生み出し、多くの批判を浴びたこともあり下火にはなったが依然としてなくなっていない。

自治体が水際作戦に走る最大の原因は、生活保護費の財源の四分の一が自治体の負担になっていることである。生活保護費がかさむと自治体財政が苦しくなるため、制度が自治体を水際作戦に追いやっているともいえる。

生活保護制度は、憲法で保障された生存権を守るためにあるのだから、全額を国が負担すべきであろう。しかし、生活保護費の削減を進めてきた政府が、全額負担を受け入れる見込みは当面はないであろうから、生活保護制度の運用を監視する仕組みを作ることが有効であろう。

(4) ベーシック・インカム

生活保護は自分から申請することによってはじめて受け取ることができる。自分に受給資格があると知らなかったり、受け取るのが恥ずかしいとか、バッシングを受けたくないなどの理由から申請しない人も多い。だから預貯金の制限を緩和しても、水際作戦をやめさせても、生活保護制度はすべての貧困者をカバーできない。

そこで考えられるのはベーシック・インカムの導入である。

ベーシック・インカムとは、すべての人に対して無条件で、生活に必要な最低限の所得を与えるというものである。給付する金額は、論者によって異なるが月額数万円から 10 万円程度と想定される。この金額が毎月すべての人の口座に政府から振り込まれるのである。

ベーシック・インカムを導入すれば、生活保護制度のみならず基礎年金、雇用保険、児童手当など、多くの社会保障制度を簡素化することができる。金額からみて、少なくとも基礎年金と児童手当は全廃は可能だという。運用費用や事務手間がかからないことから合理的な制度であり、導入に向けての仕組みづくりを期待したい。

3) 所得格差を生む原因の解消

格差のかなりの部分は、生まれつき与えられた条件の格差によって生み出される。こうした人生の初期条件の格差は、積極的に縮小させていく必要がある。

特に重要なのは、遺産の効果を弱めるための相続税率の引き上げと教育機会の平等性である。

(1) 相続税率の引き上げ

格差拡大の議論における一つの立場として、「機会の平等」論がある。機会の平等は必要だが、そのうえで行われる競争の結果として格差が生じるのは当然であり、こうした格差は受け入れるべきだという考え方である。これは、競争に敗れたのは努力しなかったせいだからその結果は受け入れるべきだという自己責任論につながるものであり、その意味では自己責任論の前提をなす主張である。

しかし、現実には、機会の平等は実現していない。なぜなら、人には親から遺産を継承できる人とできない人が存在し、また継承できる遺産の有無と大きさは、人々の人生の初期条件を大きく左右し、機械的不平等を作り出す。こうして遺産は他のさまざまな格差を生み出していく。しかし、遺産の有無と大きさは自分の判断の結果として決まるのではない。したがって自己責任論の立場からしても、遺産相続から生じる格差は容認できない筈である。

こうした格差を縮小するためには、相続税を大幅に強化する必要がある。相続税の最高税率は、1987年まで75%だったが、その後税率が段階的に引き下げられ、2003年には50%となった。地価の下落もあったため、1991年には3兆9651億円あった税収が、2004年には1兆651億円までに減少した。その後やや持ち直し、2014年には1兆3904億円となった。

2015年には課税最低限が引き下げられ、最高税率もわずかながら引き上げられて55%となったため、被相続人の数は5万6239人から10万3043人へ、税収は1兆8116億円へと増加した。

とはいえ、この年に死亡した人は129万444人だったから、相続税を課税されたのはわずか8.0%で、ごく一部の人が払う富裕税といえる。課税価格は14兆5554億円であったから、税負担率はわずか12.4%である。これは年収600万円程度の人の所得税負担率とほぼ同じである。

もともと、例外は認めるべきである。家業に不可欠な店舗や農地、生活基盤として不可欠な範囲の住宅・宅地などは控除してもいい。東京など地価の高い大都市部では、こうして除外される範囲だけでも1億円程度になる可能性はある。逆にいえば、機会の平等を保障するという観点からは、1億円を超える部分については相続を禁止、つまり税率を100%にしてもおかしくはない。

どれくらいの税収になるか。国税庁の統計に基づき試算すると、2015年の場合、1億円を超える部分の合計額は約6兆2200億円で、税率100%ならこれがそのまま税収となる。生活保護制度の実効性を高めたとしてもこれを十分まかなえる金額である。

(2) 教育機会の平等の確保

教育機会の平等を実現するのは難しい。単に学費の負担能力の問題であれば、奨学金制度を充実させれば解決するだろうが、教育機会の不平等は、幼い頃からの生育環境の違いに根差す部分もあるから、これだけでは解決しない。奨学金の問題とそれ以外の問題の二つに分けて考える必要がある。

奨学金制度は大幅に拡充する必要がある。そして給付額、つまり返済の必要のないものにしなければならない。

現状では大学を卒業したからといって安定した職に就ける保障はなく、失業したり非正規として働いていても数百万円もの奨学金を返済しなければならないとなると、若者たちは奨学金を申請することをためらわざるを得ない。となれば教育機会を保障するという奨学金の機能が大幅に限定されてしまう。

問題は財源である。財源には税を充てることになるが工夫がいる。大学教育を受けたことによる利益の多くが、高卒で就職した場合より収入が増えるというかたちで本人に帰属するからである。進学しなかった若者やその親にすれば、自分には何の利益もない奨学金の分の税金を払わされるというのは納得できないだろう。

したがって奨学金の財源には、大学教育から利益を受けた人のみから徴収する新しい税(仮に大学教育税と呼ぶ)を充てるのが望ましい。

その方法は、二つ考えられる。

一つは、大学を卒業して安定した収入を得ている人から徴収するものである。本人の収入額から一定額、たとえばその年齢の平均所得に相当する額を控除して、これを上回る分に一定の税率をかけて税額とする。税額が大学にかかった費用を上回るような高額になるのを防ぐため、上限額を設ける。

もう一つは大卒者を雇用する企業への課税である。企業は大卒者を採用することによって利益を上げることができる。この利益に対して課税する。具体的には、高卒者の平均賃金と大卒者の平均賃金の差額に一定比率をかけた額を採用した人数分だけ徴収する。そうすると企業は、税負担の相当分だけ大卒者の賃金を下げようとする可能性が高い。結果的には学歴間の賃金格差を縮小する効果も期待できる。

奨学金では解決できない、生育環境に起因する機会の不平等についてはどうするか。考えられるのは、①貧困層の子どもたちを対象とする補習教育を実施したり、あるいは塾や家庭教師など学校外教育費を公費で負担するなど、個々の家庭や子どもを対象とする援助、②現に貧困家庭出身者が大きな比率を占める、貧困地域の学校や、いわゆる「底辺校」、定時制高校や通信制高校、夜間中学などの教育を充実させるなど、学校を対象とする施策、さらに③貧困家庭出身の若者たちに対する優遇措置、つまりアフターマティブ・アクションを検討すべきである。

2. 格差社会への処方箋～「非福祉国家」からの脱却

橘木俊詔氏は著書「格差社会」のなかで、格差社会への是正策を提言している。2006年に刊行された同書は以後の格差是正の諸政策や議論に強い影響を及ぼしたことは間違いない。そこで提言された主要な施策は以下のとおりである。

(1) 同一労働・同一賃金の考え方の導入

安倍内閣のもとで策定された「働き方改革」として結実し法制化された。

(2) ワークシェアリングの導入

(3) 最低賃金制度の充実

(4) 脱ニート、脱フリーターの政策

公共部門がフリーターやニートに職業訓練を施し、一人前の労働者にするような対策が必要である。

(5) 地域間格差是正のために地方活性化対策として企業誘致の基盤づくりをはかる

(6) 地方活性化対策としての医療介護の充実

暮らしやすい地域づくり、病院・介護施設の誘致。

(7) 地方活性化対策としての農業の育成

効率的な農業生産政策。品種改良、農機具の改善、有効な農地利用策。

(8) 奨学金制度の充実

(9) 公立学校の充実

少人数学級の実現、教員の増加、優秀な教員が集まってくるためのシステム作り。

(10) 職業教育の体制づくり

大学での職業教育の充実。社会での仕事に結びつくような技能を身に付けておく教育体制の整備。

(11) 生活保護制度の見直し

(12) 失業保険制度(雇用保険制度)の充実

(13) 所得税の累進度の低下を阻止する政策

最高税率は50%程度が妥当。

(14) 累進消費税の導入による年金改革

年金について「基礎年金全額税方式」を導入。財源は消費税に求め、税率を15%まで高める。消費税は逆進性を持つことから、公平性を保つために食料品や教育、医療など生活に欠かせない分野は非課税とし、それ以外の一般財だけに税金をかけ、ぜいたく品に対しては15%より高い税率をかける。

2006年の時点で、橘木氏は中長期的な視点で日本の格差是正に対して的確な提言を行っている。現在の格差是正の諸施策はその提言の延長線上にあると言ってもいいと思われる。

3. 考察

(1) 格差を生み出しているのは所得と資産である。そしてどれだけの所得を得られるか、また資産をどれだけ形成できるかは、能力つまり教育の力に依るところが大きい。

したがって、格差是正を検討する場合、所得、資産、教育に焦点を当てることが重要である。

(2) 所得格差是正のためには、累進課税が有効な手段であり、高所得者へは高税率をかけることにより、公平性を担保でき、社会的納得を得やすい。税負担率の不公平さにより高所得者の勤労意欲低下が懸念されるが、橋本俊詔氏が「格差社会」で述べているように、勤労意欲が低下したという研究結果は見られない。

また、高所得者は富を得る際には社会的資本の恩恵をより多く享受していることから、高税率の負担は当然ともいえる。

(3) 資産は、遺産相続というかたちで人生の初期の段階で格差を生み出す。遺産の有無と大きさによる格差は本人の努力とは無関係に生じる。

したがって、事業継承など例外的に一定額の控除を認めながら、相続税の税率に累進性を持たせることで公平性を保つことが必要である。

また、金融資産については一定額以上の資産について課税することが格差是正につながる。

(4) 生活保護制度は、受給資格基準の見直しによりヨーロッパ並みに捕捉率を上げることが貧困者数の減少、格差是正につながる。

(5) 教育格差は、奨学金制度を充実させることが重要。橋本氏の「大学教育税」の発想は斬新であり、妙案だと感じた。

むすび

第1章においては日本の経済的格差について国際的な視点も踏まえながら論じた。第2章はコロナ禍が格差に与えた影響を明らかにした。第3章においては、格差とは何かについて、異なった視点から考察した。第4章は高齢者を取り上げ、困窮する高齢者の実態について論じた。そして最後の第5章においては、格差是正のための処方箋を提示した。

振り返って実感したことは、格差問題はアポリア(解決のつかない難問)な問題であること、そして格差はなくならないということである。

なぜなら、格差は人間が生み出したもの、社会制度・社会思想が作り出したものであるからである。本論文を作成しながらその考えを強く抱くに至った。

所得の再分配により経済的格差は是正しなければならない。また、生活保護制度の見直しにより貧困者対策も進めなければならないし、雇用制度における同一労働価値同一賃金、教育格差の是正も喫緊の課題である。

しかし、格差はなくならない。これはおそらく真理だろう。

といって、思考を中止するのではない。格差問題は人間が存続する限り、永遠に続

く問題である。我々はこれからもその問題に向き合っていく必要がある。なぜなら、我々が背負っていかねばならない人間の原罪なのだから。

我々は知らず知らずのうちに社会制度や社会思想の中に組み込まれ、格差に加担しているのかもしれない。

格差がなくなるとすれば、せめて格差に加担する行動や言動は慎まねばならない。我々が目指すべきは、貧困者の人権が尊重され、全員が少数派として生きられる、多様性に溢れる自由な社会だと考えるからである。

<参考文献>

- 橋木俊詔「格差社会～何が問題なのか～」(岩波新書、2006年)
山田昌弘「新型格差社会」(朝日新書、2021年)
白波瀬佐和子「日本経済新聞 経済教室」(2021年11月12日付)
浦川邦夫「日本経済新聞 経済教室」(2021年11月16日付)
小坂井敏晶「格差という虚構」(ちくま新書、2021年)
橋木俊詔「21世紀日本の格差」(岩波書店、2016年)
橋本健二「新・日本の階級社会」(講談社現代新書、2018年)
橋木俊詔「日本の構造～50の統計データで読む国のかたち～」(講談社現代新書、2021年)
橋木俊詔「日本の経済格差～所得と資産から考える～」(、岩波新書、1998年)
橋木俊詔「世襲格差社会」(中公新書、2016年)
岩田規久男「日本型格差社会」からの脱却」(光文社新書、2021年)
佐藤俊樹著「不平等社会日本～さよなら総中流～」(中公新書、2000年)
山田昌弘「希望格差社会～「負け組」の絶望感が日本を引き裂く～」(ちくま文庫、2007年)
三浦 展「下流社会～新たな階層集団の出現～」(光文社新書、2005年)
白波瀬佐和子「日本の不平等を考える～少子高齢社会の国際比較～」(東京大学出版会、2009年)
岩田正美「貧困の戦後史～貧困の「かたち」はどう変わったのか～」(筑摩選書、2017年)
佐藤智恵「コロナ後～ハーバード知日派10人が語る未来～」(新潮新書、2021年)
村上陽一郎編「コロナ後の世界を生きる～私たちの提言～」(岩波新書、2020年)
大野和基編「コロナ後の世界～世界の知性6人に緊急インタビュー～」(文春新書、2020年)

以上